

四、投票日時 十二月二十五日午前九時より午後五時まで
 廣島市告示甲第一二三號
 本日市参事會の議決を経ました昭和二十一年度廣島市歳入出豫算追加更

土木課勤務
 上水課勤務
 下水課勤務
 " " "
 " " "
 " " "
 土篠山
 谷原
 鐵一
 美衛

廣島市報

復活
 第十一號
 毎月一回
 十日發行

規則

規則第一號

昭和二十一年一月廣島市復興局事務分掌規則の一部を次のように改正する
 昭和二十二年一月二十一日
 廣島市長 木原七郎

第一條中「及復興相談所」を「復興相談所及東部復興事務所」に改め第二項として「東部復興事務所ノ事務分掌ハ別ニ之ヲ定ム」を加え「土地課用地係區畫整理係」を削る

第二條中「一材料品ノ申請ニ關スル事項」の次に

- 「一、市一般ノ用地買収、補償等ニ關スル事項
- 一、市有土地建物ニ關スル事項
- 一、道路占用ニ關スル事項」を加え

土地課及びその事務分掌を削り
 土木課の事務分掌の末號として「一、市營棧橋ニ關スル事項」を加える

附 則

この規則は、公布の日からこれを施行する

辭令

廣島市東部復興事務所長事務取扱を命ず(一月二十一日)
 同 技師 岩宮 登
 同 所次長を命ず (同) 太田 一
 同 所庶務課長を命ず (同) 高橋 義次
 同 技師 寺崎 幸助
 同 所工務課長を命ず (同) 寺崎 幸助
 東部復興事務所は元西線兵場内投産所に開設します

達

遷甲第一號
 廣島市東部復興事務所規程を次のように定める
 昭和二十二年一月二十一日
 廣島市長 木原七郎
 廣島市東部復興事務所規程

廣島市役所
 電話
 廣島市國泰寺町三九
 八八八八
 〇〇〇〇
 五四三三
 五番(會計課)
 四番(經理課)
 三番(總務課)
 二番(庶務課)
 一番(工務課)
 退廳後及び休日には二八〇一番に

第一條 復興都市計畫事業執行のため復興局に東部復興事務所を置く
 第二條 事務所に庶務課及び工務課を置く
 第三條 各課の分掌事務は次の通りとする

- 庶務課
- 一、公印に關する事項
 - 二、文書の收發保存に關する事項
 - 三、豫算及び會計に關する事項
 - 四、工事の契約に關する事項
 - 五、土地區畫整理委員會に關する事項
 - 六、土地に關する紛争調停に關する事項
 - 七、その他所内の庶務に關する事項
- 工務課
- 一、土地區畫整理に關する事項
 - 二、工事の計費、調査及び設計に關する事項

傳染病發生(死亡)一覽表 昭和二十一年

病名	月別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
コレラ							一							一
赤痢				一				四	二五	二四	一〇	三		八六
疫痢							一八	一九	二四	二一	三	四	九	一七五
腸チフス		七	九	一三	一	二八	一八	一九	二四	二八	三	四	九	一七一
パラチフス					五	二	三	四	五	五	三	四	一	三三

保 健 課

- 三、工事の執行に關する事項
 - 四、工用器具規格及び工用材料の検査に關する事項
 - 五、土地建物の買収又は補償に關する事項
 - 六、建築許可及び建築線の指定に關する事項
 - 七、その他技術に關する事項
- 第四條 事務所に所長、課に課長を置き事務所に次長を置くことができる
 第五條 所長次長及び課長は、上司の命をうけて所管事務を掌理し所屬員を指揮監督する
 第六條 所長に事故があるときは次長、所長、次長共に事故があるときは主管課長、課長に事故があるときは主管課の上席者かその事務を代理する
 第七條 課に於ける所屬員の事務分掌は課長がこれを定める
- 附 則
 この規程は、公布の日から、これを施行する

備考 括弧は死亡を示す

痘 瘡	發 疹	チフテリア	日本腦炎	マラリヤ	計
一	一	二六	一八		三四
(一七)	(一三)	(一〇)	(一八)		(二六)
(一三)	(四九)	(一八)	(一八)		(五六)
(二)	(二)	(一五)	(四五)		(四一)
(一)	(九)	(五)	(三八)		(三八)
(一)	(一)	(入)	(五〇)		(五〇)
(一)	(一)	(一三)	(六九)		(六九)
(一)	(一)	(五)	(一五五)		(一五五)
(一)	(一)	(一四)	(四一)		(四一)
(一)	(一)	(一〇)	(三八)		(三八)
(一)	(一)	(九)	(二〇)		(二〇)
(一)	(一)	(一五)	(五三)		(五三)
(一)	(一)	(六)	(一七)		(一七)
(一)	(一)	(一)	(二)		(二)

告 示

廣島市告示甲第三三五號
 廣島市診療所使用料及び手数料條例施行細則を次のように改正する
 昭和二十一年十二月二十六日
 廣島市長 木 原 七 郎

第一條 本所の使用料及び手数料は左の區分によりこれを徴收する

名 稱	單 位	料 金
外科處置	繃帯は實費とする 小	一〇〇
同	繃帯は實費とする 中	三〇〇
同	繃帯は實費とする 大	五〇〇
同	切開又は外傷治療 小	一〇〇
同	切開又は外傷治療 中	三〇〇

同	眼科處置料	簡易なもの	大	五〇〇
同	耳鼻咽喉科處置料	複雑なもの		五〇〇
同	皮膚科處置	複雑なもの		一〇〇
同	同	同	小	一〇〇
同	同	同	中	三〇〇
同	同	同	大	五〇〇
同	種痘	一回		五〇〇
同	蒸氣吸入科			一〇〇
同	胃洗滌料			三〇〇
同	腸洗滌料			三〇〇

灌腸料	同		三〇〇
道尿料	同		三〇〇
皮下及び筋肉内注射	薬價は實費とする 回		五〇
静脈内注射	同		一〇〇
肋膜穿刺術	一 回		三〇〇
腹水穿刺術	同		三〇〇
電気療法	同		一〇〇
血液	同		一〇〇
診察料	三箇月有効		一〇〇
體格検査書料	一 通		一〇〇
證明書料	一 通		一〇〇
診断書料	同		一〇〇
檢案書料	同		三〇〇
薬價	一日分實費とする		三〇以上

第二條 使用料及び手数料の減免を受けようとする者は民生委員町内會又は隣保二名以上の證明を得て市長に願出なければならない

附 則

この細則は十二月一日からこれを適用する

廣島市愛宕町二地	補充一番	和田	實
同 狹榮町二六地	同 二番	益本	六
同 草津南町一八四〇地	同 三番	若狹	一
同 大手町九丁目一三九地	同 四番	和田	寬
同 牛田町三八五ノ一	同 五番	保田	二
同 深泰寺町三一	同 六番	田村	勇
同 己斐町五一二地ノ三	同 七番	山本	勝
同 古田町大字古江九三〇地	同 八番	光本	年
同 南觀音町三丁目北七四四地	同 九番	佐藤	雄
同 荒神町一九五地	同 十番	藤野	七
借地権者補充委員	以上十名	以上十名	以上十名
廣島縣佐伯郡五日市町	補充一番	角森	好
廣島市千田町三丁目八五三	同 二番	森四	郎
同 翠町一五九七地	同 三番	田邊	早
同 西登屋町二一五地	同 四番	吉田	晴
同 西登屋町二一五地	同 四番	吉田	晴
廣島市復興事務所勤務を命ず(一月三十一日)	技師	山本	敬
伏願免職 (一月三十一日)	主事	橋本	高
同 (同)	主事補	加藤	義
同 (同)	同	爲廣	哲
同 (同)	同	古田	昇
在廣島市主事(一月三十一日)	主事補	龍神	部

依願免職 (二月一日)	技師	山口	德兵衛
公職適否審査委員會主事兼務を命ず(二月七日)	主事補	坂本	健順
依願免職 (一月三十一日)	主事	原田	好登
廣島市總務課長を命ず(一月二十一日)	主事	酒井	淳二
廣島市學務課長事務取扱を命ず(一月三十一日)	主事	名柄	正之

傳柱病發生(死亡)一覽表 保健課

病名	一月中
コレラ	
赤痢	
疫痢	(1)
腸チフス	三
傷チフス	五
痘瘡	
發疹チフス	
猩紅熱	
チフテリヤ	(2)
日本腦炎	
計	(8) 一七

廣島市役所

同 (一) 廣島市主事 (一月三十一日) 主事補 龍 神 部

廣島市報

活復 號三十第

回一月每 行發日十二

發行所兼 廣島市役所

廣島市國泰寺町三九

電話

八八八八八
〇〇〇〇〇
五四三二一
番番番番番
會總商
計理務
課課課課

退隱後及休日
日は二八〇一
番に

條 例

廣島市條例第一號

廣島市工業指導所使用料及手数料條例改正に就いて

廣島市會の議決を経て昭和十七年七月六日廣島市條例第八號廣島市工業指導所使用料及手数料條例を左の通り改正する
昭和二十二年二月五日 廣島市長 木 原 七 郎

廣島市工業指導所使用料及手数料條例

第一條 本所の設備を使用若くは本所に於て工業に就て傳習を受け又は本所へ材料若くは機械類の試験等を求める者は本條例の定めに依り使用料又は手数料を納付するものとする但し市長に於て特別の亦由を認めたときは之を減免することが出来る
第二條 前條の使用料及手数料は左の範圍内で市長が之を定める但し特に急を要するものや本市民でない者に對しては市長は最高額の五割以内で之を増額することが出来る

一、使用料

い、工作設備使用料 五圓以上五拾圓以下
ろ、傳習料 五拾圓以下

二、手数料

い、材料強度試験 五圓以上八圓以下
ろ、材料組織検査

三、試験費

い、試験費又は證明書の原本 一通に付 五圓以下
ろ、特別の經費を要する指導調査及資料の蒐集 其の都度市長が之を定める

一、試験検査に特別の手数を要するもの
二、試験検査に要する消耗品の價格變動大なるもの
三、其の他前條に掲げないもの

第四條 試験又は検査の爲め提出された物品を不可抗力に依り毀損若くは滅失した場合は本市は其損害に對して賠償の責を負はない

第五條 使用料及手数料は之を前納することとし官公署の請求によるるとき又は特別の事由に依り市長の承認を得た場合は此の限りでない

第六條 本所の設備使用中建物又は備付機械器具等を毀損若しくは紛失した者は市長の指示に従ひ其の損害を賠償することを要する

第七條 本條例施行に付いて細則は市長が之を定める

本條例は昭和二十一年十一月十六日より之を施行する

昭和十七年七月六日廣島市條例第八號廣島市工業指導所使用料及手数料條例は之を廢止する

附則

廣島市工業指導所使用料及手数料條例施行細則改正に就いて

昭和十七年七月六日告示甲第三四〇號廣島市工業指導所使用料及手数料條例施行細則を左の通り改正する

昭和二十一年二月五日

廣島市長 木原 七郎

第一條 本所の設備を使用又は本所に試験検査其他を依頼する者は廣島市工業指導所使用料及手数料條例(以下單に條例といふ)並に本細則を守り且本所長の指示に従はなければならぬ

第二條 本所の設備を使用する者其の使用を終り若しくは使用の中止又は使用の承認を取消されたときは速に使用設備を原狀に復し本所長の検査を受けなければならぬ

第三條 本所設備の使用又は試験検査其他の事項の依頼者にして其使用若しくは依頼事項の取消をなした時は之れを認めるが既に着手したるものについては既納の使用料又は手数料は之を還付しない但し本所の都合若しくは不可抗力に因り設備の使用又は依頼事項を中止したときは其の全部又は一部を還付することがある

第四條 本所々藏の圖書及陳列品は本所長の承認を経て之を閲覧することが出来る此場合閲覧は無料とする

第五條 條例第一條の規定に依り本所の設備を使用する者は第一條様式に依る設備使用願を本所長に提出するを要する

第六條 本所の設備使用の承認を受けた者は之を他に轉貸若しくは之に工作

を施し又は其の位置を變更することは出来ない

第七條 本所の設備の使用に要する工具、砥石、及消耗品は使用者が之を負担しなければならぬ

第八條 條例第二條の規定に依り使用に供する設備及其の使用料を次の通り定める

設備名	型式	使用料
精密螺子切旋盤	理研チエネウオア型	一日一件に付
精密旋盤	理研ベニチレースB型	拾五圓
二番取旋盤	米式強力二、〇〇〇耗	拾圓
萬能研磨盤	林型二番半	拾八圓
工具フライス盤	理研RTA七號型	參拾參圓
平面研磨盤	理研フイターU1式	拾五圓
萬能カッター研磨盤	碌々R5型	拾五圓
ボール盤	總商車式二吋	拾八圓
平面則盤	八吋	拾八圓
形削盤	二六吋	拾八圓
堅削盤	九吋	拾八圓
フライス盤	二分一番	拾五圓
電氣點接機	單式据置型	拾五圓
電弧接機	單式防滴可搬型	拾五圓
ターレット旋盤	三吋	拾五圓
手押鉋機	一二吋	拾五圓
木工旋盤	六吋	拾五圓
帶鋸機	二六吋	拾五圓
角鋸機	手動式	拾五圓

第一條 本所の設備を使用又は本所に試験検査其他を依頼する者は廣島市工業指導所使用料及手数料條例(以下單に條例といふ)並に本細則を守り且本所長の指示に従はなければならぬ

第二條 本所の設備を使用する者其の使用を終り若しくは使用の中止又は使用の承認を取消されたときは速に使用設備を原狀に復し本所長の検査を受けなければならぬ

第三條 本所設備の使用又は試験検査其他の事項の依頼者にして其使用若しくは依頼事項の取消をなした時は之れを認めるが既に着手したるものについては既納の使用料又は手数料は之を還付しない但し本所の都合若しくは不可抗力に因り設備の使用又は依頼事項を中止したときは其の全部又は一部を還付することがある

第四條 本所々藏の圖書及陳列品は本所長の承認を経て之を閲覧することが出来る此場合閲覧は無料とする

第五條 條例第一條の規定に依り本所の設備を使用する者は第一條様式に依る設備使用願を本所長に提出するを要する

第六條 本所の設備使用の承認を受けた者は之を他に轉貸若しくは之に工作

試験項目	試験方法	試験回数	試験料
抗折試験	同	五	五圓
衝擊試験	同	五	五圓
引張試験	同	五	五圓
剪断試験	同	五	五圓
磨耗試験	同	五	五圓
硬度試験	同	五	五圓
材料組織検査	一硬度に付	參	四圓
顯微鏡写真を要するとき	一筒又は一件に付	貳拾	圓
顯微鏡写真を要しないとき	同	拾	圓
定性分析	一成分に付	八	圓
定量分析	同	拾	圓
並通成分	一成分に付	拾	圓
特殊成分	五成分に付	參拾五	圓
(甲) ニッケル、クロム、銅	一成分に付	拾	圓
ウマチジウム	同	拾	圓
(乙) タングステン、コバルト	一成分に付	拾	圓
モリブデン、ナタニウム	同	拾	圓
(2) 鋳合金、銅合金、輕合金	一成分に付	拾	圓
(3) 熔滓	一件に付	貳拾五	圓
(4) 一般非鐵地金、鐵石類	一成分に付	拾	圓
(5) 石炭、コークス類	一件に付	貳拾五	圓
(6) 鑄物砂試験	一試料に付	拾	圓
(7) 強度試験	同	拾	圓
(8) 通氣度試験	同	拾	圓
(9) 附着力試験	同	拾	圓
(10) 粒度試験	同	拾	圓
(11) 耐熱試験	同	拾	圓
(12) 分析試験	同	拾	圓
(13) 総合試験	同	拾	圓
(14) 機器の検査	同	拾	圓
(15) 機械の検査	同	拾	圓
(16) 下級精度のもの	一試料に付	五	圓

試験項目	試験方法	試験回数	試験料
中級精度のもの	同上	拾	五圓
上級精度のもの	同上	拾	五圓
器具の検査	同上	拾	五圓
下級精度のもの	同上	拾	五圓
中級精度のもの	同上	拾	五圓
上級精度のもの	同上	拾	五圓
試片の製作	一筒に付	拾	五圓
(1) 材料強度試験用試片	同上	拾	五圓
(2) 材料組織検査用試片	同上	拾	五圓
(3) 意匠圖案の調製	同上	拾	五圓
(4) 工藝意匠圖案	同上	拾	五圓
(5) 小工藝品	一点に付	拾	五圓
(6) 家具	拾參圓(工作圖を要するものは五割増)	拾	五圓
(7) 一般印刷意匠圖案	同上	拾	五圓
(8) カット、ラベル、シルマーク類	一件に付	拾	五圓
(9) カード、カタログチャレ類	一点に付	拾	五圓
(10) ポスター類	一件に付	拾	五圓
(11) 染色意匠圖案	同上	拾	五圓
(12) 機器家具又は工藝品の試作其他特殊なもの	同上	拾	五圓
(13) 第十一條 條例第一條の規定に依り傳習を受けやうとする者は第三號様式に依る入所願及第四號様式に依る誓約書に本人の履歷書を添へて之を本所長に提出することを要する	同上	拾	五圓
(14) 第十二條 本所の傳習を受けやうとする者は品行方正志操堅固且身體強健にして國民學校高等科を修了し傳習すべき科目の習得に適當と認められ	同上	拾	五圓
(15) 第十三條 條例第二條の規定に依り傳習科目傳習期間及其の傳習料を左の通り定める	同上	拾	五圓
科日	傳習期間	傳習料(一期間に付て)	
鑄造工科	三ヶ月	貳拾五圓	
炭盤工科	同	貳拾五圓	
フライス工科	同	貳拾五圓	
研磨工科	同	貳拾五圓	
熔接工科	同	貳拾五圓	
熱處理工科	同	拾五圓	

仕上工科 拾五圓
 木工科 同
 塗工科 同
 第十四條 傳習科目及傳習生定員其の他傳習に就いて必要な事項は其都度本所長が之を定める傳習を修了した者に對しては第五號様式に依る修了證書を交付する

第十五條 條例第二條但書の規定に依り本市民でない者の使用料及手数料は本細則所定の使用料及手数料の二割を増額する

第十六條 條例第二條但書の規定に依り本所に對する依頼事項で特に急を要する場合の使用料手数料は本細則所定の使用料及手数料の三割を増額する但し此の場合に於て依頼者が本市民でないときは五割を増額する

第十七條 本細則は公布の日より之を施行する

第十八條 昭和十七年七月六日告示甲第三四〇號廣島市工業指導所使用料及手数料條例施行細則は之を廢止する

第十九條 本細則施行前の設備使用願又は依頼による事項に付ては従前よりの規定による

設備使用願
 左記に依り廣島市工業指導所附屬設備を使用致度關係諸規則等遵守するは勿論係員の御指圖に従ひ決して御迷惑を掛けませぬから御許可下さいます様御願ひ致します

一、使用設備の種類及數量
 一、使用者氏名
 一、使用期間 自 昭和 年 月 日 至 昭和 年 月 日
 廣島市長 殿
 事務主任 係 昭和 年 月 日 受理

考備 證紙貼用欄不足のときは裏面又は別紙に封印の上貼付してもよい	欄付貼紙證入收		號 依 類 書
	所長 事務主任 係 昭和 年 月 日 受理	廣島市長 殿 職業 氏 氏 名 印	
本籍地 現住所 入所願	廣島市工業指導所長殿	右依頼致します 昭和 年 月 日 電話 番	第 依 類 書 成績證明書又は 處理別業要 年月日
今般貨所 昭和 年 月 日 右	今般貨所 昭和 年 月 日 右	廣島市工業指導所長殿	廣島市長 木 原 七 郎

守り専心修業に勵むことは勿論在所中本人身上に就いて一切の事柄は保證人は又は雇傭主に於て其の責を負ひます萬一御所有物件を毀損又は亡失した際は御指圖に随ひ遅滞なく辨償致し尙傳習中の原因を問はず不慮の傷害を蒙る其本人は勿論本人以外の他人をして斷して異議を申させません
 右運器を以て誓約致します
 年 月 日
 本籍地 現住所 本人 職業 本人との關係 保證人 氏 名 印

廣島市工業指導所長殿

規 則

規則第二號
 昭和十七年十一月規則第二十三號廣島市役所事務分掌規則の一部を次のように改正する
 昭和二十二年三月一日 廣島市長 木 原 七 郎
 第一條中「社會事業保護係」を「庶務係福利係生活係」に改める。
 第二條中「一、方面事業ニ關スル事項」を「一、民生委員ニ關スル事項」に改める。

この規則は、公布の日から、これを施行する

規則第三號

廣島市役所出張所設置規則廢止規則
 昭和十九年五月三十日規則第五號廣島市役所出張所設置規則は昭和二十二年三月三十一日限り之を廢止する

告 示

廣島市告示第一六號
 昭和二十二年二月二十八日限り徵集する昭和二十一年度分市民課及び縣民税は其の納期限を昭和二十二年三月三十一日とする。
 昭和二十二年二月二十七日 廣島市長 木 原 七 郎

告示甲第一七號
 本日市令の議決を經た昭和二十一年度廣島市歳入出豫算追加の要領は左の通り
 但し本豫算は即日之を施行する
 昭和二十二年二月二十八日 廣島市長 木 原 七 郎

昭和二十一年度廣島市歳入出豫算追加

- 六、國庫支出金 金壹百六拾四萬八千圓
- 二、補助金 金壹百六拾四萬八千圓
- 七、縣支出金 金壹萬六千四百圓
- 二、補助金 金九拾八萬參千參百拾四圓
- 一、前年度繰越金 金九拾八萬參千參百拾四圓
- 十二、雜收入 金拾萬參千五百參拾壹圓
- 四、雜 入 金拾萬參千五百參拾壹圓
- 歲入合計 金貳百七拾四萬九千參百四拾五圓
- 歲出 經常部 金六萬六千圓
- 五、教育費 金六萬六千圓
- 三、中等學校費 金壹萬圓
- 十二、警防費 金壹萬圓
- 一、警防費 金壹萬圓

山口三郎 廣島市已斐町一六ノ二 天満 眞藤祥藏 廣島市基町 觀音龜
井眞朝 廣島市南觀音町 南觀音 森永泰 廣島市吉島本町二丁目五一四
三斐第一 伴谷保 廣島市東觀音町二丁目二九九 三斐第二 伴谷保 廣島
市東觀音町二丁目二九九 福島 淡政一 廣島市已斐町八七 已斐第一
中西新一 廣島市已斐町(西本町) 已斐第二 中西新一 廣島市已斐町(西
本町) 已斐第三 中西新一 廣島市已斐町(西本町) 高須 淡政一 廣島
市已斐町八七 古江 船本繁 廣島市草津本町六七二 草津第一 三好利三
郎 廣島市草津南町 草津第二 三好利三郎 廣島市草津南町

投票管理者、投票分會長の代理者故障ある
場合の代理者の住所氏名

△矢賀 尾長第一、尾長第二、尾長第三、青崎第一、青崎第二、向洋、荒
神第一、荒神第二、段原一、段原二、段原三、段原四、仁保、淵崎、捕那
大河第一、大河第二 山口三郎 廣島市已斐町一六ノ二
△宇品第一、宇品第二、宇品第三、宇品第四、宇品第五、宇品第六、翠、
皆賀第一、皆賀第二 鶴、白鳥、牛田第一、牛田第二、似島、千田、大手
中島、本川 専頭 義臣 廣島市基町市營住宅
△舟入、江波第一、江波第二、三篠第一、三篠第二、大芝第一、大芝第二
天満、觀音、南觀音、三斐第一、三斐第二、福島、已斐第一、已斐第二、
已斐第三、高須、古江、草津第一、草津第二 岩瀬 博 廣島市段原新町三三九

廣選管告示甲第四號
昭和二十二年四月五日執行の廣島縣知事選舉に於ける道府縣制施行令第十
六條ノ四第一項の規定の證明書交付は毎日午前九時より午後四時までに之を
取扱います
昭和二十二年三月十五日
廣島市會議員選舉管理委員會
委員長 中 原 英 一

辭

依願免職
任廣島市會事務局長 (一月三十一日) 視學 沖吉 登
命廣島市會事務局長 (二月一日) 主事 原田 好 登
命廣島市會事務局長 (三月十日) 技師 土谷 鐵 美

令

廣島市會議員選舉管理委員會
委員長 中 原 英 一

命廣島市土地評價委員長	(二月十五日)	助役	山本 久雄
命廣島市土地評價委員	(同)	主事	小野 信三
同	(同)	技師	龍崎 一勝
同	(同)	技師	寺崎 幸
同	(同)	技師	岩宮 義
同	(同)	技師	高橋 治
同	(同)	技師	永野 義
同	(同)	技師	藤野 謙
同	(同)	技師	川上 桂
同	(同)	技師	村上 一
同	(同)	技師	外野 一
同	(同)	技師	桑田 秋次郎
同	(同)	技師	八島 秋次郎
命會計課次席	(三月一日)	主事補	川上 桂
命社會課生活係長兼次席	(同)	主事補	村上 一
命社會課庶務係長	(同)	主事補	外野 一
命廣島市主事補會計課出納係長	(同)	主事補	桑田 秋次郎
命會計課兼務	(三月十三日)	主事補	八島 秋次郎

傳染病發生(死亡)一覽表

病名	一月	二月	累計
赤痢	1	1	2
腸チフス	3	1	4
傷寒	5	2	7
痘疹	1	1	2
猩紅熱	9	6	15
日本腦炎	1	7	8
計	17	24	41

總務課より

この度昭和二十二年勅令第一號(公職に關する就職禁止、退職等に關する勅令)の改正により、登載該當者及び登載に掲げる條項に該當することが明らかなる者は、選舉運動其の他政治活動等に干與することが禁止され、たので、今、選舉に關し、特に注意をいたす。

復 第 十 月 二 日 廣 島 市 役 所

任廣島市會事務局長
命廣島市會事務局長庶務課長
命復興局土木課助務

(三月一日)
(同月十日)

主事 原田好登
技師 土谷鐵美
圓山和正

勅令)の改正により、覺書該當者及び覺書に掲げる條項に該當することが明らかなる者は、選舉運動其の他政治活動等に干與することが禁止され、たので、今選舉に關し、特に間違ひのないやう御注意下さい。

廣島市報

復活
第四十號
每月一回
二月十日發行

廣島市役所
廣島市國泰寺町三九

電話
八八八八(農漁課)
八〇〇〇(選舉課)
〇〇三二(總務課)
五四三三(總務課)
四三三三(會計課)
四三三三(會計課)

退職後及び休日には二八〇一番に

條例

廣島市條例第二號

廣島市水道使用條例中改正について
昭和二十年三月廣島市條例第三號廣島市水道使用條例の一部を次のやうに改正する

第三十三條第一號(イ)の中に「五圓」とあるのを「拾五圓」に「五拾錢」とあるのを「壹圓五拾錢」に「四圓」とあるのを「拾貳圓」に(ロ)の中に「壹圓」とあるのを「參圓」に(ハ)の中に「五拾錢」とあるのを「壹圓五拾錢」に(ニ)の中に「六拾錢」とあるのを「參圓」に同條第二號の中に「貳圓五拾錢」とあるのを「七圓五拾錢」に同條第三號(イ)の中に「五圓」とあるのを「拾五圓」に「四拾錢」とあるのを「壹圓五拾錢」に改め次に左の一項を加ふ「五百立方メートルを超え、十立方メートルを付、四拾圓貳拾錢」に「參拾錢」とあるのを「九拾錢」に「貳拾錢」とあるのを「六拾錢」に(ロ)の中に「拾五圓」とあるのを「四拾五圓」に「拾五錢」とあるのを「四拾五圓」に(ハ)の中に「五拾錢」とあるのを「拾五圓」に「壹圓」とあるのを「參圓」に(ニ)の中に「五圓」とあるのを「四拾五圓」に「參圓」とあるのを「九圓」に同條第四號の中に「五圓」とあるのを「拾五圓」に改める

附則

第四十四條を次のやうに改める
本條例は昭和二十二年四月より之を適用する
昭和二十二年三月二十九日

廣島市長

條例第三號

廣島市會の議決を経て廣島縣知事の許可を得て廣島市會議員選舉區條例を廢止する。

附則

この條例は公布の日からこれを施行する。
昭和二十二年四月九日
廣島市長代理助役臨時代理者 石井 博

告示

告示甲第二四號

廣島市長 退職の件
昭和二十二年三月二十二日木原七郎廣島市長を退職す
昭和二十二年三月二十二日

廣島市長代理 山 本 久 雄

告示甲第二五號

廣島市長代理 就任の件
昭和二十二年三月二十二日廣島市助役山本久雄廣島市長代理に就任す
昭和二十二年三月二十二日

廣島市長代理 山 本 久 雄

告示甲第四〇號

廣島市助役退職の件

昭和二十二年三月二十六日濱井信三廣島市助役を退職す
昭和二十二年三月二十六日
廣島市長代理 山 本 久 雄
廣島市助役 山 本 久 雄

告示甲第四一號
廣島市長代理助役退職の件
昭和二十二年三月二十八日山本久雄廣島市長代理助役を退職す
昭和二十二年三月二十八日
廣島市長代理助役臨時代理者 石 井 博
昭和二十二年三月二十八日
廣島市長代理助役臨時代理者 石 井 博

告示甲第四二號
廣島市助役臨時代理者選任並に廣島市長代理就任の件
昭和二十二年三月二十八日石井博廣島市助役臨時代理者に選任せられ廣島市長代理に就任す
昭和二十二年三月二十八日
廣島市長代理助役臨時代理者 石 井 博

廣選管告示甲第六七號
市制第七十三條ノ七の規定に依り昭和二十二年四月十六日廣島市長選舉會開催の結果廣島市長に當選した者の住所氏名は左記の通りである
昭和二十二年四月十六日
廣島市會議員選舉管理委員會
委員長 中 原 英 一
住 所 廣島市旭町一二九一番地ノ二
氏 名 濱 井 信 三

告示甲第四七號
廣島市長就任について
昭和二十二年四月十七日濱井信三が廣島市長に就任した
昭和二十二年四月十七日
廣島市長 濱 井 信 三

告示甲第四八號
廣島市長代理退職について
昭和二十二年四月十七日石井博は廣島市長代理を退職した
昭和二十二年四月十七日
廣島市長 濱 井 信 三

告示甲第二十六號
本日市會の議決を経た昭和二十二年度廣島市歳入出決算追加の要領は左の通り
本豫算は四月一日より之を施行す
昭和二十二年三月二十七日
廣島市長代理助役 山 本 久 雄
昭和二十二年度廣島市歳入出豫算

一、市 稅	金壹千參百四拾壹萬五千九百七拾六圓
一、國稅附加稅	金貳百貳拾八萬五千七百壹圓
二、縣稅附加稅	金壹百五萬參百壹圓
三、獨 立 稅	金參百九拾五萬四千六百九拾貳圓
四、地方分與稅	金六百拾貳萬五千貳百八拾貳圓
二、負擔金	金 壹 圓
一、負 擔 金	金 壹 圓
三、基本財産及積立金收入	金九萬九千五百六拾八圓
一、基本財産收入	金壹萬六千六拾六圓
二、罹災救助基本收入	金貳千六百六拾貳圓
三、積立金收入	金貳千四百貳拾圓
四、財産收入	金七萬八千四百七拾圓
四、使用料及手数料	金八百八拾四萬壹千貳百八拾圓
一、使 用 料	金八百拾五萬五千五百拾九圓
二、手 數 料	金參拾參萬七百貳拾壹圓
五、給水工事費收入	金四拾九萬五千圓
一、給水工事費收入	金四拾九萬五千圓
六、國庫支出金	金壹千參百八拾六萬貳千五百六圓
一、交 付 金	金八萬壹千貳百六拾參圓

二、補助金	金壹千參百六拾萬五千貳百四拾參圓
三、補助給金	金參百八拾八萬九千四百貳拾參圓
一、縣支出金	金壹百四拾八萬參千貳拾四圓
二、交付金	金七萬九千四百貳拾壹圓
三、補助金	金壹百四拾萬參千七百參圓
八、寄附金	金 壹 圓
一、寄附金	金 壹 圓
九、繰入金	金 壹 圓
一、繰入金	金 壹 圓
十、財産賣拂代金	金 貳 圓
一、財産賣拂代金	金 貳 圓
十一、繰越金	金 壹 圓
一、前年度繰越金	金 壹 圓
十二、雜 收 入	金五百七拾萬五千四百參拾壹圓
一、納 付 金	金壹萬四千參百九圓
二、報 償 金	金壹萬六千七拾貳圓
三、繰替金戻入	金參百九拾玖萬參千貳百參拾八圓
四、雜 入	金壹百拾貳萬八千八百拾貳圓
十三、市 債	金參百九拾八萬圓
一、市 債	金參百九拾八萬圓
歳入合計	金四千七百貳拾五萬貳千八百九拾壹圓
歳出	金四拾八萬六千五百貳拾參圓
一、會議費	金四拾五萬七千六百貳拾參圓
二、市會費	金貳萬八千九百圓
三、市事會費	金四百四拾貳萬六千九百貳拾貳圓
一、給料及賂給	金參百九拾貳萬八千四百八拾參圓
二、所 費	金四拾九萬八千四百參拾九圓
三、土木費	金參拾參萬九千九百貳拾八圓
一、道路橋梁費	金參拾參萬九千九百貳拾八圓
二、河港諸費	金 壹 圓
三、教育費	金五百六拾六萬九拾壹圓
一、國民學校費	金壹百六拾八萬參千四百拾七圓
二、青年學校費	金八萬參千四百拾四圓

三、中等學校費	金貳百五拾貳萬七千八百拾壹圓
四、工業專門學校費	金六拾參萬貳千八百八拾壹圓
五、圖書館費	金八萬五千貳圓
六、教育諸費	金四萬八千參百四拾六圓
一、傳染病豫防費	金貳百四拾壹萬五千貳百九拾七圓
二、トラホーム豫防費	金七萬圓
三、結核豫防諸費	金七萬九百拾九圓
四、花柳病豫防諸費	金貳萬五千七百拾四圓
五、市民病院費	金拾八萬九千八百貳拾五圓
六、船入病院費	金參拾五萬壹千七百拾九圓
七、衛生試驗諸費	金四萬九百七拾壹圓
八、診療所費	金貳萬四千參百拾圓
九、下水道費	金六拾壹萬貳千八百四拾五圓
十、塵芥蒐集費	金四拾參萬四千五百七拾圓
十一、尿尿汲取費	金四拾參萬四千五百七拾圓
十二、船舶檢査諸費	金拾五萬參千九百七圓
十三、屠 場 費	金拾四萬參千五百參拾五圓
十四、火葬場費	金貳百貳拾壹萬九千五百四拾參圓
一、淨 水 費	金壹百參拾七萬九千七百八拾七圓
二、給 水 費	金八拾參萬九千七百五拾六圓
三、生活保護費	金壹千貳百五拾八千九百六拾八圓
一、民生委員事務所費	金貳萬四千貳百四拾壹圓
二、保護院費	金拾貳萬二千九百九拾五圓
三、保健館費	金參萬貳千九百六圓
四、保育所費	金拾六萬貳千九百九拾貳圓
五、公園費	金貳萬六千六百四圓
六、公團費	金貳千六百六拾貳圓
七、罹災救助費	金參萬千七百四圓
八、厚生諸費	金拾參萬千六百貳拾參圓
一、國民費	金六萬參千貳百八拾圓
二、健康指導諸費	金四萬八千四百拾參圓

九、經濟諸費

- 一、配給諸費 金貳拾萬貳千貳百九圓
- 二、生産諸費 金拾參萬貳千參百五拾四圓
- 三、度量衡諸費 金壹萬七千五百五圓
- 四、家畜市場費 金貳拾四萬五千四百八圓
- 五、灌漑所費 金四萬六千七百參拾七圓
- 六、工業指導所費 金拾五萬七千九百六拾四圓
- 七、棧橋及荷揚場費 金貳萬參千貳百參拾四圓
- 八、警防費 金四拾萬四千八百參圓
- 九、警防費 金四拾萬四千八百參圓
- 十、製塩事業費 金五拾萬參千四百九拾七圓
- 十一、製塩事業諸費 金貳拾四萬參千九百拾八圓
- 十二、輸送費 金貳拾四萬參千九百拾八圓
- 十三、輸送費 金七拾貳萬參千六百拾壹圓
- 十四、選舉費 金七拾貳萬參千六百拾壹圓
- 十五、農地委員會費 金九萬七千貳百四拾五圓
- 十六、農地委員會費 金九萬七千貳百四拾五圓
- 十七、基本財産造成費 金四萬九千四百八拾參圓
- 十八、財産管理費 金四萬七千六百貳拾參圓
- 十九、統計費 金拾萬七千四百四拾五圓
- 二十、公金取扱費 金壹萬貳千五百五拾四圓
- 二十一、繰替金 金參百九拾貳萬參千貳百參拾九圓
- 二十二、雜支 金五拾貳萬六千九拾七圓
- 二十三、豫備費 金五拾萬圓
- 二十四、豫備費 金參千四百六拾五萬八千七百七十八圓
- 二十五、經營部計 金參百拾九萬貳千七百四拾圓
- 二十六、土木費 金參百拾九萬貳千七百四拾圓
- 二十七、道路橋梁費 金壹百七拾參萬六千六百七拾六圓
- 二十八、教育費 金壹百七拾參萬六千六百七拾六圓

一、工業専門學校設備費 金四拾六萬七千九百參拾參圓

二、第一工業學校設備費 金六拾參萬貳千九拾五圓

三、孤兒集團教育費 金六拾參萬八千四百四拾八圓

四、衛生費 金貳拾八萬六千九百拾四圓

五、傳染病豫防費 金貳拾九萬九千九百拾四圓

六、下水道費 金七萬七千圓

七、經濟諸費 金七拾九萬參千五百拾圓

八、經濟諸費 金七拾九萬參千五百拾圓

九、積立金殺積立費 金四萬參千四百貳拾貳圓

十、財産費 金六萬七拾四圓

十一、臨時給與 金四萬貳千七百四拾八圓

十二、臨時給與 金貳百參拾八萬貳千七百貳拾圓

十三、公債費 金參百四萬七拾六圓

十四、公債費 金參百四萬七拾六圓

十五、負擔金 金壹萬貳百五拾參圓

十六、負擔金 金壹萬貳百五拾參圓

十七、寄附金 金九萬六千九百六拾八圓

十八、寄附金 金九萬六千九百六拾八圓

十九、寄附金 金壹百壹萬壹千七百九拾四圓

二十、寄附金 金壹百壹萬壹千七百九拾四圓

二十一、參議院議員選舉執行費 金八萬九千六百圓

二十二、衆議院議員選舉執行費 金八萬九千六百圓

二十三、訴訟費 金壹圓

二十四、課税調査費 金五萬五千七百五拾圓

二十五、各種調査委員會諸費 金貳圓

二十六、戶籍事務整備諸費 金參萬五千六百貳拾圓

二十七、繰入金 金七拾參萬壹千貳百貳拾壹圓

二十八、繰入金 金七拾參萬壹千貳百貳拾壹圓

二十九、雜支 金壹萬圓

三十、臨時部計 金壹千貳百五拾九萬四千七百拾參圓

三十一、臨時部計 金四十七百貳拾五萬貳千八百九拾壹圓

三十二、歳入出引殘金なし

告示甲第二十七號
本日市會の議決を経て昭和二十二年度廣島市特別會計公益質屋費歳入出豫算

算の要領は左の通り
本豫算は昭和二十二年四月一日より之を施行す
昭和二十二年三月二十七日
廣島市長代理
廣島市助役 山 本 久 雄

昭和二十二年度廣島市特別會計公益質屋費歳入出豫算

一、貸付金より生ずる収入 金六千四百圓

二、貸付金より生ずる収入 金六千四百圓

三、國庫支出金 金八千貳百九拾四圓

四、補助金 金八千貳百九拾四圓

五、雜收入 金參百九圓

六、雜收入 金參百九圓

七、貸付金戻入 金貳拾萬圓

八、貸付金戻入 金貳拾萬圓

九、繰入金 金貳萬五千五百四拾貳圓

十、繰入金 金貳萬五千五百四拾貳圓

十一、繰越金 金壹圓

十二、繰越金 金壹圓

歳入合計 金貳拾四萬五百四拾六圓

一、事務費 金參萬五千拾貳圓

二、事務費 金貳萬五千拾貳圓

三、修繕費 金壹萬圓

四、修繕費 金壹萬圓

五、貸付金 金貳拾萬圓

六、貸付金 金貳拾萬圓

七、公債費 金五千貳百參圓

八、公債費 金五千貳百參圓

九、雜支 金參拾壹圓

十、雜支 金參拾壹圓

十一、豫備費 金參百圓

十二、豫備費 金參百圓

歳出合計 金貳拾四萬五千四拾六圓

歳入差引殘金なし

告示甲第二十八號
本日市會の議決を経て昭和二十二年度廣島市特別會計公會堂改築資金歳入出豫算の要領は左の通り
本豫算は昭和二十二年四月一日より之を施行す
昭和二十二年三月二十七日
廣島市長代理
廣島市助役 山 本 久 雄

昭和二十二年度廣島市特別會計公會堂改築資金歳入出豫算

一、資金收入 金參千參百六拾貳圓

二、資金收入 金參千參百六拾貳圓

歳入合計 金參千參百六拾貳圓

一、資金 金參千參百六拾貳圓

二、資金 金參千參百六拾貳圓

歳出合計 金參千參百六拾貳圓

歳入出引殘金なし

告示甲第二十九號
本日市會の議決を経て昭和二十二年度廣島市特別會計獎學資金歳入出豫算の要領は左の通り
本豫算は昭和二十二年四月一日より之を施行す
昭和二十二年三月二十七日
廣島市長代理
廣島市助役 山 本 久 雄

昭和二十二年度廣島市特別會計獎學資金歳入出豫算

一、資金收入 金壹千四拾九圓

二、資金收入 金壹千四拾九圓

歳入合計 金壹千四拾九圓

一、獎學費 金壹千四拾九圓

二、獎學費 金壹千四拾九圓

歳出合計 金壹千四拾九圓

歳入差引殘金なし

告示甲第三十五號
本日市會の議決を經た昭和二十二年度廣島市特別會計職災復興費歳入出豫算の要領は左の通り
本豫算は昭和二十二年四月一日より之を施行す
昭和二十二年三月二十七日
廣島市長代理 山 本 久 雄

昭和三十二年度廣島市特別會計職災復興費歳入出豫算

一、國庫支出金	金五千壹百四拾貳萬八千八百拾六圓
二、補助金	金五千壹百四拾貳萬八千八百拾六圓
三、雜收入	金百八拾五圓
四、繰入金	金六拾四萬四千四拾圓
五、繰入金	金六拾四萬四千四拾圓
六、市債	金七千七百貳拾八萬九千圓
七、市債	金七千七百貳拾八萬九千圓
歳入合計	金壹億貳千九百參拾六萬貳千四拾壹圓
一、職災復興費	金壹億貳千八百七拾壹萬八千圓
二、區劃整理費	金五千九拾五萬四千圓
三、上水費	金六百七拾七萬圓
四、下水費	金八百九拾五萬參千圓
五、緑地及墓地費	金六百五拾參萬四千圓
六、建築費	金壹百六拾貳萬六千圓
七、公債費	金五千參百八拾八萬壹千圓
八、公債費	金六拾四萬四千四拾壹圓
九、公債費	金六拾四萬四千四拾壹圓
歳出合計	金壹億貳千九百參拾六萬貳千四拾壹圓
歳入出差引殘金なし	

告示甲第三十六號
本日市會の議決を經た昭和二十二年度廣島市歳入出豫算追加の要領は左の通り

本豫算は四月一日より之を施行す
昭和二十二年三月二十七日
廣島市長代理 山 本 久 雄

昭和三十二年度廣島市歳入出豫算追加

一、繰越金	金七拾壹萬五百圓
二、繰越金	金七拾壹萬五百圓
三、市債	金壹百八拾萬圓
四、市債	金壹百八拾萬圓
歳入合計	金貳百五拾壹萬五百圓
一、役所費	金七拾壹萬五百圓
二、給料及諸給	金六拾四萬八千圓
三、所費	金六萬貳千五百圓
四、經常部計	金七拾壹萬五百圓
五、土木費	金壹百八拾萬圓
六、道路橋梁費	金壹百八拾萬圓
七、臨時部計	金壹百八拾萬圓
八、臨時部計	金壹百八拾萬圓
歳出合計	金貳百五拾壹萬五百圓
歳入出差引殘金なし	

告示甲第三十七號
本日市會の議決を經た昭和二十二年度廣島市歳入出豫算追加の要領は左の通り
本豫算は四月一日より之を施行す
昭和二十二年三月二十七日
廣島市長代理 山 本 久 雄

昭和三十二年度廣島市歳入出豫算追加

七、縣支出金	金貳百六拾壹萬八千參百六圓
八、補助金	金貳百六拾壹萬八千參百六圓
九、繰越金	金七百五拾壹萬參千壹圓
歳入合計	金貳百九拾四萬九千貳百五拾圓
一、前年度繰越金	金貳百九拾四萬九千貳百五拾圓
二、職災復興費	金貳百九拾四萬九千貳百五拾圓
三、緑地及墓地費	金六拾六萬六千七百貳拾圓
四、建築費	金貳百貳拾八萬貳千五百參拾圓
歳入合計	金貳百九拾四萬九千貳百五拾圓
歳入出差引殘金なし	

告示甲第三十八號
本日市會の議決を經た昭和二十二年度廣島市特別會計職災復興費歳入出豫算追加の要領は左の通り
本豫算は四月一日より之を施行す
昭和二十二年三月二十七日
廣島市長代理 山 本 久 雄

昭和三十二年度廣島市特別會計職災復興費歳入出豫算追加

一、國庫支出金	金五千壹百四拾貳萬八千八百拾六圓
二、補助金	金五千壹百四拾貳萬八千八百拾六圓
三、雜收入	金百八拾五圓
四、繰入金	金六拾四萬四千四拾圓
五、繰入金	金六拾四萬四千四拾圓
六、市債	金七千七百貳拾八萬九千圓
七、市債	金七千七百貳拾八萬九千圓
歳入合計	金壹億貳千九百參拾六萬貳千四拾壹圓
一、職災復興費	金壹億貳千八百七拾壹萬八千圓
二、區劃整理費	金五千九拾五萬四千圓
三、上水費	金六百七拾七萬圓
四、下水費	金八百九拾五萬參千圓
五、緑地及墓地費	金六百五拾參萬四千圓
六、建築費	金壹百六拾貳萬六千圓
七、公債費	金五千參百八拾八萬壹千圓
八、公債費	金六拾四萬四千四拾壹圓
九、公債費	金六拾四萬四千四拾壹圓
歳出合計	金壹億貳千九百參拾六萬貳千四拾壹圓
歳入出差引殘金なし	

告示甲第三十九號
本日市會の議決を經た昭和二十二年度廣島市歳入出豫算追加の要領は左の通り
本豫算は四月一日より之を施行す
昭和二十二年三月二十七日
廣島市長代理 山 本 久 雄

昭和三十二年度廣島市歳入出豫算追加

一、前年度繰越金	金貳百九拾四萬九千貳百五拾圓
二、職災復興費	金貳百九拾四萬九千貳百五拾圓
三、緑地及墓地費	金六拾六萬六千七百貳拾圓
四、建築費	金貳百貳拾八萬貳千五百參拾圓
歳入合計	金貳百九拾四萬九千貳百五拾圓
歳入出差引殘金なし	

告示甲第四十號
本日市會の議決を經た昭和二十二年度廣島市特別會計職災復興費歳入出豫算追加の要領は左の通り
本豫算は四月一日より之を施行す
昭和二十二年三月二十七日
廣島市長代理 山 本 久 雄

昭和三十二年度廣島市特別會計職災復興費歳入出豫算追加

一、國庫支出金	金五千壹百四拾貳萬八千八百拾六圓
二、補助金	金五千壹百四拾貳萬八千八百拾六圓
三、雜收入	金百八拾五圓
四、繰入金	金六拾四萬四千四拾圓
五、繰入金	金六拾四萬四千四拾圓
六、市債	金七千七百貳拾八萬九千圓
七、市債	金七千七百貳拾八萬九千圓
歳入合計	金壹億貳千九百參拾六萬貳千四拾壹圓
一、職災復興費	金壹億貳千八百七拾壹萬八千圓
二、區劃整理費	金五千九拾五萬四千圓
三、上水費	金六百七拾七萬圓
四、下水費	金八百九拾五萬參千圓
五、緑地及墓地費	金六百五拾參萬四千圓
六、建築費	金壹百六拾貳萬六千圓
七、公債費	金五千參百八拾八萬壹千圓
八、公債費	金六拾四萬四千四拾壹圓
九、公債費	金六拾四萬四千四拾壹圓
歳出合計	金壹億貳千九百參拾六萬貳千四拾壹圓
歳入出差引殘金なし	

告示甲第四十一號
本日市會の議決を經た昭和二十二年度廣島市特別會計職災復興費歳入出豫算追加の要領は左の通り
本豫算は四月一日より之を施行す
昭和二十二年三月二十七日
廣島市長代理 山 本 久 雄

昭和三十二年度廣島市特別會計職災復興費歳入出豫算追加

一、國庫支出金	金五千壹百四拾貳萬八千八百拾六圓
二、補助金	金五千壹百四拾貳萬八千八百拾六圓
三、雜收入	金百八拾五圓
四、繰入金	金六拾四萬四千四拾圓
五、繰入金	金六拾四萬四千四拾圓
六、市債	金七千七百貳拾八萬九千圓
七、市債	金七千七百貳拾八萬九千圓
歳入合計	金壹億貳千九百參拾六萬貳千四拾壹圓
一、職災復興費	金壹億貳千八百七拾壹萬八千圓
二、區劃整理費	金五千九拾五萬四千圓
三、上水費	金六百七拾七萬圓
四、下水費	金八百九拾五萬參千圓
五、緑地及墓地費	金六百五拾參萬四千圓
六、建築費	金壹百六拾貳萬六千圓
七、公債費	金五千參百八拾八萬壹千圓
八、公債費	金六拾四萬四千四拾壹圓
九、公債費	金六拾四萬四千四拾壹圓
歳出合計	金壹億貳千九百參拾六萬貳千四拾壹圓
歳入出差引殘金なし	

廣島市愛宕町貳拾番地 和田 實

廣島市告示第四十六號

廣島市參事會第三補充員 田村秀太郎 廣島市參事會第四補充員 尾山宗三郎 右の者廣島市參事會員に補充する 昭和二十二年四月十一日 廣島市長代理助役臨時代理者 石井 博

辭令

任廣島市主事	(三月十五日)	主事	菱 壽 治
免學務課長事務取扱	()	技師補	名 柄 正
依願免職	(三月二十五日)	助役	國 信 六
依願免職	(三月二十六日)	代理臨時	濱 井 信 三
命財務課長事務取扱	(三月二十八日)	主事	石 吹 憲 博
依願免職	(三月二十九日)	主事	矢 川 政 道
命總務課勤務	(三月三十一日)	主事	香 川 政 治
同	(同)	技師	丸 本 輔 一
依願免職	(同)	主事補	熊 野 寛 治
同	(同)	主事	粕 谷 榮 造
依願免職	(三月三十一日)	視學	佐 藤 桂 一
任廣島市主事	(三月三十一日)	主事補	村 上 桂 一
依願免職	(同)	主事	村 上 桂 一
任廣島市主事	(同)	主事補	山 川 保 次郎
依願免職	(同)	主事	山 川 保 次郎

任廣島市主事	(三月三十一日)	主事補	小 原 勝 太郎
依願免職	(同)	主事	小 原 勝 太郎
任廣島市主事	(同)	主事補	坂 本 勝 太郎
依願免職	(同)	主事	坂 本 勝 太郎
任廣島市主事	(同)	衛生巡視	掛 本 勝 太郎
依願免職	(同)	主事補	後 藤 勝 太郎
依願免職	(同)	主事	後 藤 勝 太郎
依願免職	(同)	技師	藤 本 明 勝
依願免職	(四月十二日)	主事	迫 田 周 作

傳染病患者發生(死亡)一覽表 保健課

病名	自一月至二月	三月中	果計
コレラ	0	0	0
赤痢	1	1	2
傷寒	2	1	3
腸チフス	1	7	8
パラチフス	0	0	0
痘瘡	0	0	0
發疹チフス	0	0	0
猩紅熱	5	7	12
チフテリア	5	7	12
日本腦炎	0	0	0
計	7	17	24

廣島市報

復活第十二月二十日 發行所 廣島市役所 廣島市南泰寺町三九 電話二八〇二番(農漁課) 廣島市會事務局(四三五番(學務課))

告示

廣島市告示第五一號

廣島市助役臨時代理者退職について

昭和二十二年五月三日石井博は廣島市助役臨時代理者を退職した。

昭和二十二年五月三日

廣島市長 濱井信三

廣島市告示第八八號

市制第三十四條の規定に依り左記の廣島市會議員當選者はその當選を承諾した

昭和二十二年五月二日

廣島市會議員選舉管理委員會

委員長 中原英一

- ▽伊藤 忠男 廣島市已斐町八四ノ三(明治三十六年五月十六日生)
- ▽岩井 常吉 同 市福島町二六ノ二(明治三十八年十月二十九日生)
- ▽猪原 光夫 同 市段原大畑町一〇七ノ二(明治三十八年三月十五日生)
- ▽池永 清真 同 市字品町四一七(明治三十七年十一月十四日生)
- ▽波多野秀夫 同 市大洲町三一ノ一(大正三年七月十二日生)
- ▽任都栗 司 同 市牛田町九三六(明治三十年六月十二日生)
- ▽地後 壽彦 同 市段原東浦町七二五(明治三十九年十月二十六日生)
- ▽奥本 甚作 同 市仁保町大河三三一(明治二十六年五月十日生)
- ▽河内 勉 同 市南觀音町一四二九(明治三十九年十二月八日生)
- ▽川本 精一 同 市已斐町一六八ノ二(明治二十年四月十日生)
- ▽吉本 北男 同 市皆實町二丁目二六三(明治四十年七月二十二日生)
- ▽吉本 壽三 同 市新庄町三〇九一(明治二十七年十二月二日生)
- ▽横見 勳一 同 市仁保町青崎一〇ノ一四(明治二十二年九月四日生)
- ▽田村才四郎 同 市字品町二〇四ノ九(明治二十八年七月二十八日生)

廣島市告示第一〇六號

市制第三十二條第五項の規定に依り左記の廣島市會議員當選者は許可書提出の上その當選を承諾した

昭和二十二年五月八日

廣島市會議員選舉管理委員會

委員長 中原英一

宮本正夫

記

廣島市千田町三丁目九〇一ノ三(明治四十四年四月十五日生)

辭令

任廣島市視學 (三月三十一日)

任廣島市主事補 (四月十七日) 盛岡幹造

依願免職 (四月三十日) 衛生巡視 岡島吉一

命會計課次席 (同) 主事 山田益雄

雜

昭和二十二年四月中保護實施狀況

市費	區分	件數	金額
生活扶助	一	四一	四二七、七六四二〇
生業扶助	二	四	二四、〇〇〇〇〇
醫療扶助	一	一	七二〇〇〇〇
葬祭扶助	五	一	〇〇〇〇〇〇
保護施設	一	四四	九四一四六四
計			四五四、四二七四八四

- ▽土岡喜代一 同 市尾長町四〇三ノ一(明治三十二年二月二十六日生)
- ▽村上源次郎 同 市尾長町五七一(明治二十九年五月十日生)
- ▽上迫 猛一 同 市千田町三丁目八六一ノ二(明治三十年八月十日生)
- ▽山岡 坂一 同 市仁保町青崎七二ノ二(明治二十三年一月十六日生)
- ▽山田 辰實 同 市白島中町四(明治三十六年七月一日生)
- ▽柳坪 東一 同 市草津本町三九六ノ一(明治二十六年六月十八日生)
- ▽松下 一男 同 市愛宕町一八七(大正二年六月二十四日生)
- ▽松本 清 同 市字品町三五三ノ三九(大正四年二月二十四日生)
- ▽松谷 徳市 同 市江波町一〇一二(明治三十七年二月五日生)
- ▽前 理一 同 市古田町山田甲五三(明治三十五年三月一日生)
- ▽寺田 豊 同 市觀音本町九〇五(明治二十七年十月五日生)
- ▽荒木 武 同 市中廣町八一四(大正五年三月四日生)
- ▽淺尾 義光 同 市江波町七三一(明治四十四年三月十九日生)
- ▽朝田 良一 同 市水主町三七五(明治二十六年一月十七日生)
- ▽佐々原 計 同 市松原町一〇六四(明治四十四年八月十五日生)
- ▽木村 鹿男 同 市字品町二(明治三十五年三月十七日生)
- ▽結城 康治 同 市庚午北町九丁目五三〇(明治四十年三月十五日生)
- ▽三宅 崇吉 同 市仁保町新築地甲一二四(明治二十年六月十六日生)
- ▽宮本 數男 同 市南千田町一〇五八(明治二十八年十二月二十六日生)
- ▽新關 貞夫 同 市江波町五五四(明治三十六年六月十五日生)
- ▽楢垣 重忠 同 市已斐町二七二(明治二十六年三月五日生)
- ▽杉村政太郎 同 市旭町一六六九(明治二十八年一月十日生)
- ▽鈴木 貢 同 市段原未廣町一七四(明治三十三年九月一日生)
- ▽砂原 格 同 市段原東浦町七一三(明治三十五年四月三日生)
- ▽山木 茂 同 市翠町一五五五ノ二(明治四十一年十一月二十日生)

區分件數

三四七 一四四、二九七四七七

戶籍課は目下謄抄本を速に市民に交付するために全力をあげて居るが、月中に於ける事務取扱件數は次の通りである。

本籍人	出生	六一九件
認	知	七件
養子縁組	七一件	
養子離縁	一三件	
離婚	三二六件	
親權及後見	五五件	
隠居	二二件	
死亡及失踪	一〇件	
家督相続	三九八件	
家督相続人指定	二二二件	
入籍離婚及び復籍拒絶	六件	
廢家絶家	二八件	
分家及び廢絶家再興	一二件	
氏名族稱變更及び製辭	三九件	
轉籍就籍	一件	
訂正	六九件	
非本籍人	三件	
出生	二〇三件	

1. 戸籍に關する公示證明件數	戸籍簿の閱覽	戸籍又は除籍謄抄本の交付	寄留事務取扱件數	入 寄 留	出 寄 留	轉 寄 留	復 寄 留	退 去	謄抄本交付	市條例による證明事務取扱件數	印鑑の證明	身元の證明	5. 人口動態統計月報(四月分)	出生兒總數	死亡者總數	内一歳未満	死産胎數	婚姻件數	離婚件數
七九件	五七九件	三二四九件	四八四件	六七件	一五〇件	二六件	七件	七六件	二、四六八件	五、一六件	二、四六八件	四八六人	四八六人	一六七人	二三人	三二胎	一九〇件	三三件	
												男二四五人 女二四一人	内 男九三人 女七四人	内 男七四人 女九三人	内 男二三人 女一人	内 男一八胎 女一三胎	内 男一九〇件 女三三件		

傳染病患者發生(死亡)一覽表

病 名	自一月至三月		四月中		果 計
	發 生	死 亡	發 生	死 亡	
コレラ					
赤痢	二		二		二
疫痢			(1)	(2)	二
腸チフス	(8)	二五	(1)	七	(4) 三三
ハラチフス	八		(1)	四	二二
痘疹チフス					
猩紅熱	(5)	二二			(5) 二四
チフテリヤ	(1)		二		(1) 二
日本腦炎	(9)	五八	(4)	一八	(13) 七六
計					

復 第 十 月 二 日 廣 島 市 役 所 廣 島 市 岡 泰 寺 町 三 九

廣 島 市 報

復 活
號 六 十 第

每 月 一 回
二 十 日 發 行

發行人

廣 島 市 役 所
廣 島 市 國 泰 寺 町 三 九

電話

農漁課	二 〇 〇 〇
市會事務局	〇 〇 〇 〇
總務課	〇 〇 〇 〇
總務課	〇 〇 〇 〇
會計課	〇 〇 〇 〇
退隱後及び休日	二 八 〇 一 番

規 則

規則第六號
昭和十七年十一月規則第二十三號廣島市役所事務分掌規則の一部を次のよ
うに改正する
昭和二十二年五月三日 廣島市長 濱 井 信 三

第二條中戸籍課分掌事務の末號として
「一、代書人ニ關スル事項」
を加える

この規則は、公布の日から、これを施行する

規則第七號
廣島市出張所設置規則を次のように定める

昭和二十二年六月一日 廣島市長 濱 井 信 三

廣 島 市 出 張 所 設 置 規 則

- 第一條 市の事務の一部を處理させるため、出張所を設置し、その名稱、
位置及び所管區域を別表のように定める
- 第二條 出張所において取扱う事務は概ね次の通りとする
- 一、人員異動の受付
 - 二、在籍簿の整理
 - 三、庶民金融の説明
 - 四、轉入の承認並びに轉出の説明

規 則

五、區域内人口異動の集計並びに報告
六、食糧通帳及び個人金融通帳の異動記入
七、特別配給物資購入票の交付
八、物資配給の指導監督
九、妊娠婦手帳の交付
一〇、火葬認許書の交付

一、衛生組合の組織指導
二、徴税令書、水道使用料納入告知書その他諸通達書の配付
三、納税組合の組織指導
四、各種調査
一五、出生届、死亡届並びに寄留届の受付
一六、水道の新規使用並びに故障修理の受付

第三條 出張所に次の職員を置く

所 長 一 人
所 員 若干人

第四條 所長は市長の命を受け、所属員を指揮監督し、階級の事務を處理
し、且つ出張所を代表する

第五條 所長及び所員の服務並びに事務の處理に關しては、市役所職員
の例による

この規則は、公布の日から、これを施行する

別 表

名 稱	所 在 地	所 管 區 域
牛田出張所	牛田町九七四	牛田區
尾長出張所	環町一丁目一三七二	尾長、矢賀學區

廣島市報

復活第十號 每月十二日 發行所 廣島市役所 廣島市國泰寺町三九

死産胎數 三七(十……六)
 婚姻件數 男一五(一……三)
 離婚件數 女二二(十……九)
 三五(十……二)

任廣島市主事補	命尾長出	(六月一日)	書記	三浦益登
任廣島市主事補	命青崎出	(同)	同	川本照男
任廣島市主事補	命比治山出	(同)	同	田中孟夫
任廣島市主事補	命仁保出	(同)	衛生巡視	宮原岩男
任廣島市主事補	命大河出	(同)	書記	富樫正人
任廣島市主事補	命皆賀出	(同)	同	內田達雄
任廣島市主事補	命小網出	(同)	同	田中義朝
命觀管出	命宇品出	(同)	主事	笹野口榮一
命已斐出	命中央出	(同)	同	香川茂政
命三篠出	命草津出	(同)	主事補	內山正一
命舟入出	命基町出	(同)	主事補	前田勘兵衛
命牛田出	命荒神出	(同)	同	池内邦政
命復興局長	命復興局長	(六月九日)	同	國野安邦
			同	探野玄夫
			同	眞藤祥藏
			同	大島六七男

二十二年度傳染病患者發生(死亡)一覽表

病名	自一月至四月	五月中	果計
赤痢	三	三	六
疫痢	二	二	四
腸チフス	(4)	(1)	(5)
バチルス	二	八	一〇
痘瘡	(1)		(1)
猩紅熱	一	一	二
チフス	(5)	(1)	(6)
流腦	(1)		(1)
計	(13) 七六	(8) 二五	(16) 一〇一

任廣島市理事
命復興局長
六月九日

(六月九日)

大島 六七男

廣島市報

復活
第五十號

每二月
十日發行

發行所兼
發行人

廣島市役所

電話
 八八〇〇番(農漁課)
 八八〇〇番(選舉課)
 八〇〇〇番(總務課)
 五四三番(總務課)
 五番(會計課)

廣島市國泰寺町三九
 退職後及び休日には二八〇一番に

條例

廣島市條例第五號
廣島市助役定數條例を次のように定める
昭和二十二年七月十五日

廣島市長 濱 井 信 三

地方自治法第六十一條第四項により助役の定数は三名とする
附 則
この條例は公布の日からこれを施行する
大正十三年三月廣島市助役定數條例はこれを廢止する

廣島市條例第六號
廣島市役所事務分掌條例を次のように定める
昭和二十二年七月十五日

廣島市長 濱 井 信 三

第一條 市役所に左の局課及び東部復興事務所を置く
會計課 秘書渉外課

- 總務局
 總務課 職員課 財務課 稅務課 調査課
 民生局
 社會教育課 學務課 社會課 戶籍課 商工課 食糧課 保險課
 復興局
 復興課 土木課 住宅課 營繕課 上水課 給水課 下水課
 東部復興事務所
 庶務課 工務課

第二條 局に局長、課に課長、東部復興事務所の所長を置く
第三條 局長、所長及び課長は上司の命を承け、その所管事務を掌理し所属員を指揮監督する

第四條 局長又は所長に故障があるときは各所管課長がその事務を代理する
第五條 局長又は所長に故障があるときは各所管課長がその事務を代理する、但し係を置かない課においては主任が代理する

第一、收入、支出及び決算に関する事項
第二、物品の調達及び管理に関する事項
第三、電話、印刷所及び自動車に関する事項
第四、その他會計に関する事項

秘書渉外課
一、儀式及び交際に関する事項
二、表彰に関する事項
三、外國人に關する事項
四、その他秘書に關する事項

總務局
總務課
一、法規例規に關する事項
二、文書の收發及び保存に關する事項
三、公印に關する事項
四、市報及び市史に關する事項
五、館内の取締及び總舎の管理に關する事項
六、出張所に關する事項
七、他の局・課の主管に關しない事項

職員課
一、職員の出退、給與及び身分に關する事項
二、職員の教養及び厚生に關する事項

東部復興事務所
庶務課 一、復興相談に関する事項
二、土地建物その他の買収又は補償に関する事項
三、工事の契約に関する事項
四、その他所内庶務に関する事項
工務課 一、土地區畫整理に関する事項
二、工事の計畫調査設計及び執行に関する事項

この條例は公布の日からこれを施行する
廣島市役所事務分掌規則及び廣島市復興局事務分掌規則はこれを廢止する
規則第八號
廣島市助役事務擔任規則を次のように定める
昭和二十二年七月十五日 廣島市長 濱井信三

廣島市助役事務擔任規則
第一條 助役は左の區分により事務を擔任する
第一助役 會計課、秘書渉外課及び總務局に関する事務
第二助役 民生局に関する事務
第三助役 復興局に関する事務
第二條 他の助役の擔任事務に關連するものについては關係助役これを合議し、市會提出案その他重要な事務については三助役これを合議する
第三條 助役に故障があるときはその分擔事務は市長の指定する助役がこれを掌理する

この規則は公布の日からこれを施行する
昭和二十一年廣島市助役事務擔任規則はこれを廢止する
規則第九號
廣島市役所係設置規則を次のように定める
昭和二十二年七月十五日 廣島市長 濱井信三

廣島市役所係設置規則
第一條 市役所の各課に次の係を置く、但し調査課にはこれを置かない
會計課 出納係、用度係、配車係 秘書渉外課 秘書係、渉外係

告示甲第五九號
本日市會の議決を経た昭和二十二年廣島市歳入出決算追加更正の要領は左の通り但し此の換算は即日之を施行する
昭和二十二年六月二十七日 廣島市長 濱井信三

昭和三十二年廣島市歳入出決算追加更正

一、市	入	金壹千五百拾壹萬五千零貳拾五圓
二、地方分與稅	入	金七百八拾貳萬四千六百零拾壹圓
三、國庫支出金	入	金壹千八百貳拾九萬貳千九百拾壹圓
四、補助金	入	金壹千八百零萬四千七百零拾九圓
五、縣支出金	入	金四百貳拾壹萬貳千五百七拾貳圓

三、共済組合に関する事項
四、その他人事に関する事項
一、歳入出豫算編成及び經理に関する事項
二、公債及び借入金に関する事項
三、市議會に関する事項
四、その他財務に関する事項
一、各税及び税外諸收入金に関する事項
二、土地及び家屋臺帳・名寄帳に関する事項
三、諸繼札及び検印に関する事項
四、その他稅務に関する事項
一、各種統計調査(他の課に屬するものを除く)に関する事項
二、市勢要覽に関する事項

民生局
社會教育課 一、公德心、科學知識の向上及び普及に関する事項
二、美術及び藝術に関する事項
三、市民體育に関する事項
四、青少年に関する事項
五、その他市民文化に関する事項
六、局内庶務に関する事項
一、學校及び幼稚園に関する事項
二、その他學務に関する事項
一、各種社會事業に関する事項
二、戰災者、復員者及び引揚者等の援護に関する事項
三、漂流物、沈没品に関する事項
四、その他社會福利及び援護に関する事項
一、本籍寄留に関する事項
二、印鑑及び身分證明に関する事項
三、復員者に関する事項
四、代書人に関する事項
五、その他戶籍に関する事項
一、經濟事情の調査及び研究に関する事項
二、商工業の振興に関する事項
三、金融に関する事項
四、度量衡に関する事項

商工課
六、三〇 廣島市主事補に補用する

五、資源の回收及び活用に関する事項
六、家庭用雜貨に関する事項
七、觀光に関する事項
一、農林、畜産及び水産に関する事項
二、製鹽に関する事項
三、農地關係の調整に関する事項
四、開拓に関する事項
五、その他食糧燃料に関する事項
一、健康指導に関する事項
二、防疫に関する事項
三、清掃(下水道を除く)に関する事項
四、火葬場、墓地及び埋火葬に関する事項
五、その他保健衛生に関する事項

復興局
經理課 一、特殊資材に関する事項
二、公共事業勞務に関する事項
三、その他局内庶務、事務の連絡及び統制に関する事項
一、土木工事に關する事項
二、道路・橋・河川・港灣・棧橋等の管理に関する事項
三、都市計畫に関する事項
四、交通に関する事項
五、その他土木に關する事項
一、市民住宅に關する事項
一、建築物(市民住宅を除く)に関する事項
二、その他營繕に関する事項
一、上水道事業に関する事項
二、上水道工作物の維持管理に関する事項
三、淨水に關する事項
四、その他上水道に關する事項
一、給水工事に關する事項
二、水道使用料に關する事項
三、その他給水及び停水に關する事項
一、下水道事業に関する事項
二、下水道工作物の維持管理及び清掃に関する事項

住宅課
營繕課
上水課
給水課
下水課

總務課 庶務係、文書係
財務課 財務係、經理係
社會教育課 社會教育係、體育係
學務課 管理係、學事係
戶籍課 戶籍係、寄留係、證明係
食糧課 農産係、水産係、食品係
經理課 庶務係、資材係
土木課 庶務係、計畫係、工事係
公園係
上水課 庶務係、計畫係、工事係
淨水係
下水課 庶務係、計畫係、工事係
工務課 測量係、工事係、換地係
第二條 係に係長を置く、係長は上司の命を承け、その所管事務を掌理し所屬員を指揮監督する
第三條 係の分掌事務は課長がこれを定め、文書を以つて上司に報告することを要する

職員課 人事係、給與係
稅務課 庶務係、賦課係、檢稅係
社會課 庶務係、保護係、福利係
商工課 商政係、勸業係
保健課 健康指導係、防疫係、清掃係
住宅課 庶務係、計畫係、工事係
營繕課 庶務係、計畫係、工事係
給水課 料金係、給水係
下水課 庶務係、土地係

七、一五 主事補に補用する
總務局稅務課課長を命ずる

二、補助金

十三、市債

一、會議費

二、役所費

三、給料及諸給費

四、教育費

一、小學校費

二、青年學校費

三、中等學校費

六、教育諸費

七、新制中學校費

八、厚生諸費

十六、財產費

二、財產管理費

經常部計

臨部計

二、教育費

四、新制中學校費

三、衛生費

一、傳染病豫防費

四、經濟諸費

一、經濟諸費

六、臨時給與

一、臨時給與

十四、役所費

一、所費

臨時部計

歲出合計

金四百拾參萬貳千八百九圓

金七百參拾八萬圓

金六千八百九拾四萬七千參百貳拾八圓

金六拾萬參千五百五拾參圓

金五拾七萬四千六百五拾參圓

金五百六拾四萬五千參百拾四圓

金四百七拾六萬五千九拾九圓

金八拾八萬四千七百拾五圓

金五百拾壹萬九千壹百七拾六圓

金壹百六拾參萬七千四百貳拾七圓

金六萬參千參百參拾四圓

金貳拾九萬五千參百七拾壹圓

金貳拾參萬貳千壹百拾五圓

金四拾參萬貳千壹百拾八圓

金壹千貳百七萬九百六拾八圓

金四萬參千壹百七圓

金拾壹萬貳千八百八圓

金拾壹萬貳千參百貳拾五圓

金參千六百貳拾貳萬七千七百八拾七圓

金參百參拾四萬貳千壹百七拾六圓

金壹百六拾萬五千五百圓

金壹百四拾參萬六千八百拾四圓

金六拾四萬八千壹百拾四圓

金八拾壹萬八千六百五拾圓

金七拾參萬四千參百八拾四圓

金七百參拾萬四千參百八拾四圓

金五拾四萬九千貳百貳拾圓

金五拾四萬九千貳百貳拾圓

金參千貳百八拾壹萬九千五百四拾壹圓

金六千八百九拾四萬七千參百貳拾八圓

歲入出差引殘金なし

廣選管告示第一二七號

左記の委員は昭和二十二年六月三日附を以て委員長の職を辭職致しました

中原英一 廣島縣安藝郡府中町二八四八番地

昭和二十二年六月十三日 廣島市選舉管理委員會 委員長代理 平井憲太郎

廣選管告示甲第一二八號

左記の廣島市選舉管理委員は昭和二十二年六月二十一日委員會にて委員

長選舉に當選す

平井憲太郎 廣島市古田町古江四三九番地ノ四

昭和二十二年六月二十一日 廣島市選舉管理委員會 委員長 平井憲太郎

廣島市選舉管理委員會

委員長 平井憲太郎

廣島市主事補に補する

似島出張所長を命ずる

廣島市主事に補する

三、金融に関する事項

廣島市主事補に補する

二、衛生部工作物の管理

主事補に補する

日流シ 本 陽 炎 腦 (6) 三六 (1) 一六 (1) 一六 (1) 一六

廣島市報

條例

廣島市條例第十五號
廣島市議會の議決を経て廣島市消防團條例を次のように定める
昭和二十二年九月一日 廣島市長 濱 井 信 三

第一章 消防團の組織
第一條 勅令第八十五號消防團令により本市に廣島市消防團（以下團と稱す）を設置する
第二條 團の組織及び定員は別表第一の通りとする
第三條 支部長及び副支部長は團長が命免する
第四條 團及び分團に顧問を置くことができる

第二章 消防委員
第五條 本市に廣島市消防委員會（以下委員會と稱す）を設置する
第六條 委員會は市長、消防團長、所轄消防署長、所轄警察署長及び市會議員並びに學識経験ある者を以てこれを組織する
第七條 消防委員（以下委員と稱す）のうち市會議員及び學識経験者を以て充つべき者の定数は各五人とする

前項の規定による委員は市會議員については市會議長の推薦するものを學識経験者については市長がこれを委嘱又は選任する
第八條 委員の任期は四年とする、但し重任をさまたげないその職にあるゆえを以て委員となつたものの任期はその在職期間中とする
第九條 委員會は市長がこれを招集する

第十條 委員五名以上より會議に附議すべき事項を示して招集の請求があるときは市長はこれを招集しなければならない
第十一條 委員會は半数以上の委員が出席しなければ會議を開くことができない、但し同一の議題につき再度招集してもなお半数に達しないときはこの限りでない

復 活 號 八 十 第

回 一 月 毎 行 發 日 十 二

發行所 廣島市役所

電話 二八〇二番(食糧課) 二七三八番(商工課) 二八〇三番(市會事務局) 四三五五番(學務課) 二八〇四番(秘書課) 四三三三番(外課) 二八〇五番(會計課) 四三五七番(上水課) 五番(會計課) 四三五七番(調査課) 退廢後及び休日ば二八〇二番に

第十二條 委員會の議長は市長がこれに當る
第十三條 委員會の議事は出席委員の過半数でこれを決し可否同数なるときは議長の決するところによる
第十四條 議長は會議録を調製し會議の顛末を記載しなければならぬ
第十五條 委員會に幹事及び書記若干人を置き市長がこれを命免する
幹事及び書記は市長の命をうけて庶務に従事する

第三章 給 與
第十六條 團員には別表第二の範圍内で年手當及び出務手當を支給し被服を貸與する
第十七條 團員が職務により負傷して治療を要する場合は療治料實費を支給する
第十八條 團員が職務により負傷して不具發疾となつた場合は一時金五千圓以内の傷害扶助料を支給する、但し不具發疾となつた者の状況によつては前項の規定を適用せず終身年額二千圓以内の遺族扶助料を支給することができる

第十九條 前二條により療治のため家業に従事できない期間中一日につき百圓以内の傷害扶助料を支給することができる
第二十條 團員が職務のために死亡した場合はその遺族に祭祀料三千圓及び遺族扶助料五萬圓以内を支給する

前項の給與は次の順位によりその家にある者にこれを支給する
一、配偶者(内縁關係を含む)
二、直系尊屬
三、直系卑屬
四、兄弟姉妹

特別の事情ある場合は前項の順位を変更することができる
第二項の規定のない場合は祭祀料のみをその順位を行行者に支給することができる

第二十一條 當消防團員たる團員の給與は廣島市吏員給料條例及び廣島市旅費條例による、この場合年手當及び出務手當は重複支給しない
第二十二條 委員には月三百圓の報酬を支給する

第二十三條 第十七條乃至第二十條の支給額及びこの條例に定めるもの外必要な事項は委員会の意見をきき市長がこれを定める

廣島市消防團組織定員表

Table with columns for Department (本部), Branch (支隊), and Position (支隊長, 副支隊長, etc.) with corresponding numbers of personnel.

Table with columns for Item (品名), Quantity (員數), and Period (貸與期間) for various types of loans.

これを運用しない。この條例は公布の日からこれを施行する。昭和十八年三月廣島市條例第二號廣島市證明及閱覽手数料條例はこれを廢止する。

廣島市稅條例

第一章 總則 第一條 市稅及びその賦課徵收については法令に規定があるものの外はこの條例の定めるところによる。

- List of taxes including: 地租附加稅, 船舶稅附加稅, 營業稅附加稅, 地租稅, 船舶稅, 營業稅, etc.

- List of taxes including: 地租稅, 船舶稅, 營業稅, 地租附加稅, 船舶稅附加稅, 營業稅附加稅, etc.

- List of taxes including: 地租稅, 船舶稅, 營業稅, 地租附加稅, 船舶稅附加稅, 營業稅附加稅, etc.

- List of taxes including: 地租稅, 船舶稅, 營業稅, 地租附加稅, 船舶稅附加稅, 營業稅附加稅, etc.

- List of taxes including: 地租稅, 船舶稅, 營業稅, 地租附加稅, 船舶稅附加稅, 營業稅附加稅, etc.

廣島市條例第十六條 廣島市議會の議決を経て、廣島市共済組合條例の一部を次のように改正する。昭和二十二年八月三十日 廣島市長 濱井信三

廣島市條例第十七條 廣島市議會の議決を経て廣島市證明及び閱覽手数料條例を次のように定める。昭和二十二年九月十日 廣島市長 濱井信三

- List of items requiring proof for library fees, including: 營業業務に關する證明, 土地物件に關する證明, 租稅その他の公課に關する證明, etc.

第六條 個人に對する市稅は左の各號による課額の合算額を賦課する。その合算額が六千圓を超えるときはこれを六千圓に止める。

Table with columns for Tax Category (課税種別), Amount (課税額), and Assessment Amount (課税額). Lists various tax brackets and their corresponding assessment amounts.

三百以下のもの	四百
五百以下のもの	六百七十
七百以下のもの	千四百
千四百以下のもの	千五百五十
二千以下のもの	二千五百
三千以下のもの	三千五百
四千以下のもの	五千三百
六千以下のもの	七千五百
一萬以下のもの	一万五千
一萬五千以下のもの	三萬五千
一萬五千を超えたるもの	四萬
課税	その他のもの
事務所又は營業所が本店又は主たる事務所であるもの	なし
十萬圓未満のもの	三十
十萬圓以上のもの	七十
二十萬圓以上のもの	一百
三十萬圓以上のもの	二百
四十萬圓以上のもの	三百
五十萬圓以上のもの	四百
六十萬圓以上のもの	五百
七十萬圓以上のもの	六百
八十萬圓以上のもの	七百
九十萬圓以上のもの	八百
百萬圓以上のもの	九百
二百萬圓以上のもの	二千
三百萬圓以上のもの	三千
四百萬圓以上のもの	四千
五百萬圓以上のもの	五千
六百萬圓以上のもの	六千
七百萬圓以上のもの	七千
八百萬圓以上のもの	八千
九百萬圓以上のもの	九千
一億圓以上のもの	一萬

資本制は前項の規定にかかわらず市外に本店又は主たる事務所を有する法人で市内において使用する家賃の貸賃価格が三百圓未満であるときはこれを課さない

資本金額

事務所又は營業所が本店又は主たる事務所であるもの

その他のもの

のみに使用するが舟

二、車輪の直徑五十六センチメートル未満の普通自動車

三、学校教育法による私立学校及び私立の図書館、社会事業法による社会事業經營者、生活保護法による保護施設、少年院、結核預防法による預防施設の設置者、少年救護法による少年救護院及び司法保護事業法による司法保護事業經營者の所有し且つ直接その事業の用に供する舟、自轉車、荷車、金庫及び扇風機

四、巡查の所有し且つ使用する普通自轉車、但し一人一輛に限る

五、荷積一輪中車、及び荷積一輪小車

六、機械又は製品冷却のため使用し又は火氣を使用する工場、養蠶室の湿度若くは温度の調節に使用する扇風機

七、年齢十四歳未満又は六十歳以上の傭人

第十八條 獨立税の納税義務者が逃亡又は失踪のためその税金を徴収することができないときは市長においてその賦課を一時猶豫することができ、その後発見し又は失物により課税物件を失い警察署その他の證明を得てその旨を届け出たときはまた同様とする

第四款 届出

第十九條 新に獨立税の賦課を受けるべき者はその税目課税標準納税義務發生年月日及び住所氏名並びに左の事項を記載し届出を提出する。その他は事實の生じた日から三日以内に市長に届け出なければならない

一、舟は船種船名、用途区分主たる碇繋所及び船籍港總屯數取得價格(登録年月日及びその番號共)

二、金庫は外側の縦横高さ及び体積

第二十條 左の物件について前條の届け出をなす者は別記様式の鑑札の交付をうけなければならない、但し自轉車はその車体に鑑札の附着を請わなければならない

一、自轉車

二、六

前項の鑑札は次の額部に附けなければならない

荷車(安運取締規則による荷車を除く)については届け出の際車体の測定及び検印を受けなければならない

第二十一條 居宅税につき第十九條の届け出をなすときは市長より税金納済證書を受け居宅税の際の課税に臨検察官の認印、居宅月日及び頭數の記入を請わなければならない

第二十二條 第十九條の規定による届け出事項に変更を生じたときは三日以内に同條の規定に準じて市長に届け出測度検印を要するものはその際

資本制は第二項の規定にかかわらず法人が市内に事務所又は營業所を二箇所に以上有するときはその一箇所に賦課する

第七條 左に掲げるものに對しては前條第二項の規定にかかわらず家屋制及び資本制はこれを課さない

一、民法第三十四條の規定により設立した法人

二、前條の外市長において特に必要と認められたもの

第八條 市民税の課税標準となる家屋の貸賃價格は納税義務者の使用する家屋につき家屋課税法により政府において定めた貸賃價格をゆう、二個以上を使用する場合はこれを合算したものとす。但し未だ貸賃價格の定められていない家屋及び家屋課税法第四條の規定に該當する家屋については類似家屋の貸賃價格に比準して市長の定めた貸賃價格とする

第九條 納税義務者の同居家族にして別に使用する家屋があるときはその家屋の貸賃價格は納税義務者の貸賃價格に合算する

第十條 納税義務者が二人以上同一の家屋を使用するときはその家屋の貸賃價格は各納税義務者の使用する面積により適當に配分したものとす

第十一條 第六條第一項第三號の總所得金額とは市民税を賦課すべき年度の前年度において所得税を課せられた者の課税標準となつた總所得金額(同居家族の分を含む)をゆう

第十二條 第六條第二項第三號の資本金額とは公稱資本金又は出資金その他これに類するものをゆう

第十三條 市民税の總額がその年度に對して賦課することのできる制限額を超えるときは市長の定める額を均等に各納税義務者に對する貸賃額から減額する

第十四條 市民税の總額がその年度に賦課することのできる制限額に達しないときはその不足額を納税義務者數で除して得た額の範圍内均等に各納税義務者に増課することとする

第十五條 左に掲げるものに對しては市民税を課さない

一、宗教法人令による宗教法人

二、宗法法人令による宗法法人

三、宗法法人令による宗法法人

第十六條 扇風機を所有する者はこれを使用するものとみなす、但し使用することの出來ない事由が明かなものについてはこの限りでない

第十七條 居宅税は決定の頭數を課税標準として居宅前にこれを賦課する。但し賦課後課税標準に異動があつた場合は賦課額を更正する

第十八條 左に掲げるものに對しては獨立税(市民税を除く以下同じ)を課さない

一、總屯數五屯未満の舟(舟の取得を含む以下同じ) 橋梁にかえて渡船

これをうけなければならない

自轉車の車体修繕後定め一時鑑札の取り除きを要するものは市役所に於てその取り除きをうけ修繕が終つたときは直ちに市長に届け出鑑札の再附着を請わなければならない

第二十三條 獨立税の納税義務者がその住所を移轉し物件の所在地碇繋所(船籍港を含む)を定置所又は荷倉所を變更し若しくは物件を賣買譲渡、交換及び相續した場合は三日以内に市長に届け出、賣買譲渡、交換の場合(船籍港を含む)定置所又は荷倉所を變更し若しくは物件を賣買譲渡、交換は當事者連署)なければならない

前項の場合において自轉車及び舟の鑑札についてはその物件の定置所又は荷倉所を本市外に移轉したときは限りこれを返納しなければならない

第一項の場合において荷車(安運取締規則の適用を受ける車を除く)の定置所を本市外に移轉したときは本市の検印の抹消をうけなければならない

第二十四條 届け出事項中課税物件の所在地碇繋所、定置所又は荷倉所を本市外に移轉した者があつた場合は市長は直ちに課税に必要事項を關係市町村長に通報するものとする

第二十五條 第二十三條の規定によつて届け出た荷車は第十九條第二項及び第二十三條の規定による届け出を要しない

第二十六條 物件を亡失し又は盗難に罹つた場合はその事實を證する書面を添えて三日以内に市長に届け出その鑑札を發見したときは直ちにこれを返納しなければならない

第二十七條 鑑札を返納したときは市長は直ちにその事由を記載し出鑑札を返納したものは更に鑑札の交付をうけなければならない

第二十八條 鑑札を失くしたときは市長に届け出なければならない

第二十九條 鑑札を失くしたときは市長に届け出なければならない

第三十條 鑑札は第一號様式乃至第四號様式による

第二十八條 法令又はこの條例により市税を課さない物件を所有する者はこの條例の規定に準じて三日以内に市長に届け出鑑札又は検印を要するものはこれを受けなければならない

第二十九條 前條の規定により届け出た者がその届け出事項に変更を生じたときは又は毀損亡失若しくは盗難に罹つた場合は第二十二條乃至第二十七條の規定に準じて三日以内に市長に届け出なければならない

第三十條 鑑札は第一號様式乃至第四號様式による

第三十一條 車体に烙印する検印は第五號様式による

第三十二條 屠宰税納済証票は第六號様式による

第三十三條 市長は獨立税の課税標準の届け出をとり又はその届け出をなすもこれを不實と認めるときはその課税標準を査定してこれを納税義務者に通知する

前項の規定により査定を受けた者がその課税標準につき異議があるときは通知を受けた日から二十日以内不服の事由を記載し課税標準の計算に關する證據書類を添へ市長に再審査の請求をすることが出来る

第三十四條 地方税法第八十一條第二項の規定による證券は市長において別に定めた様式による

第三章 徴收

第一節 普通徴收

第三十五條 納期限が休日になるときはその翌日をもつて納期限とする

第三十六條 法令の改正又は特別の事情により定期の納期限内に賦課することのできない市税があるときは市長においてその納期限を延期することができる

前項の規定により納期限を延期した場合は市長は直ちにこれを告示する

第三十七條 地方税法第二十六條の規定により納期限前市税の徴收をしなければならぬときはその繰り上げ徴收をなすべき税額及び納期限を納税者に告知する

第三十八條 徴收令書は市長において別に定めた様式による

第三十九條 同一年度の市税で既納の税金が過納となつた場合は爾後の納期において徴收すべき同一税目の税金に充當することが出来る

第四十條 地方税法第二十一條の規定により發する督促状は發付の日から十日以内の期限を指定する

第四十一條 地方税法第二十二條の規定により徴收する督促手数料の額は金三圓とする

第四十二條 地方税法第二十四條の規定により徴收する延滞金は税金百圓につき一日金四錢とする

第四十三條 督促状の指定期限までに税金及び督促手数料を完納しない者に對しては第三十日以内に滞納處分に着手する

第二節 特別徴收

第四十四條 電氣税附加税及び遊興税附加税は各その本税の徴收義務者をもつてこれが特別徴收義務者とする

前項の特別徴收義務者の行うべき事務は各その本税の例によるものとする

第四十五條 前條の特別徴收義務者に對する徴收交付金の割合及びその交

付方法は各その本税について廣島縣賦課徴收條例並びに廣島縣賦課徴收條例の定めたる例により市長がこれを定める

第四十六條 第三十九條乃至第四十三條の規定は電氣税附加税、及び遊興税附加税の徴收についてこれを準用する

第四章 市税の減免及び徴收延期

第四十七條 左の各號の一に該當する場合は納税者の申請により納税延期を許可することができる

一、天災その他不時の災厄によつて納税困難を認めるとき

二、傷病疾病によつて納税困難を認めるとき

三、個人に對する市税の賦課額が千圓を超えるとき

前項により納税延期を受けようとする者はその税目税額延期期間及び事情を詳記し納期限前市長に申請しなければならない但し第一項第三號による納税延期は賦課額の二分の一以内に限るものとする

第四十八條 地方税法第二十八條の規定により市税の減免をうけようとする者はその税目税額及び事情を詳記し納期限前市長に申請しなければならない

第四十九條 前二條の規定による申請があつた場合は徴收を一時猶豫する前項の規定により徴收を猶豫された者が延期又は減免とならない場合は市長において更に納期限を定めこれを納税者に告知する

第五章 罰則

第五十條 詐偽その他不正の行爲により市税を逋脱した者にはその税金の五倍に相當する金額（その金額が十圓未満のときは十圓）以下の過料を科することができる

第五十一條 市税の賦課徴收について左の各號の一に該當する者には二十圓以下の過料を科することができる

一、故意にこの條例に定める届け出義務を怠り若しくは虚偽の届け出をなすとき

二、家宅、事務所若しくは營業所の臨検又は帳簿物件の検査を拒んだ者

三、故意に帳簿の記載若しくは保存をなさず又は虚偽の記載をなした者

四、不正に鑑札を行使した者

第五十二條 前二條の規定による過料の額はその情狀により市長がこれを定める

第五十三條 この條例は昭和二十二年分前からこれを適用する、但し屠宰税及び督促手数料についてはこの條例公布の日からこれを施行しその日までにはなお従前の規定による

第五十四條 昭和二十一年分以前の市税についてはなお従前の規定による

第五十五條 昭和三十一年度分限り第十條中「所得税」とあるのは「増加所得税」と讀み替へるものとする

第五十六條 昭和十五年十月廣島市條例第六號廣島市税條例は昭和二十二年分限りこれを廢止する

第五十七條 昭和二十二年分定期に賦課する左の市税は第三條別表の規定にかかわらずその納期限を十月三十一日とする

舟税、舟税割、自轉車税、自轉車税割、荷車税、荷車税割、金庫税、金庫税割、扇風機税、扇風機税割、犬税、犬税割、備人税、備人税割

第五十八條 この條例の公布前前條の規定により市長に届け出たものは、これをこの條例の施行により新に納税義務が生じた者及び届け出を要することとなつた者は第十九條及び第二十八條の規定にかかわらずこの條例公布の日から二十日以内に届け出なければならぬ

第五十九條 この條例の施行により新に納税義務が生じた者及び届け出を要することとなつた者は第十九條及び第二十八條の規定にかかわらずこの條例公布の日から二十日以内に届け出なければならぬ

廣島市條例第一九號

廣島市議會の議決を経て廣島市鑑札手数料條例を次のように定める。

昭和二十二年九月一日 廣島市長 濱井信三

廣島市鑑札手数料條例

第一條 廣島市税條例の規定によつて鑑札の交付を受けるもので左の各號の一に該當するときは鑑札手数料を徴收する

一、自轉車鑑札の再交付を受けるとき

二、犬鑑札の再交付を受けるとき

三、鑑札の交付を受けた後、二月以内その鑑札を返納したとき

第二條 手数料の額は左の區分による

一、自轉車鑑札（各種自轉車鑑札を含む）一箇につき金十圓

二、犬鑑札 同 金五圓

第三條 手数料は鑑札の交付又は返納の際納付しなければならぬ

附則

この條例は公布の日からこれを施行する

昭和十五年十月廣島市條例第七號廣島市鑑札手数料條例はこれを廢止する

廣島市議會の議決を経て廣島市税外收入金督促手数料徴收條例を次のよう

廣島市條例第二四號

廣島市議會の議決を経て廣島市公告式條例を次のように改正する。

昭和二十二年九月一日 廣島市長 濱井信三

第五條中「六月三十日」を「一月三十一日」に改める。

この條例は、昭和二十二年分分から、これを適用する。

廣島市條例第二四號

廣島市公告式條例

第一條 條例規則その他一般に周知せしめる必要がある事項は、市役所又は出張所前掲の掲示場に掲示し、なお必要の場合には、廣島市に於けることを行つて本市の公告式とする。

第二條 掲示物は一定の期日あるものの外、すべて十五日間掲示しなければならない。

第三條 施行期日について別段の定めのないものは、公布の日から三日を経て、これを施行する。

附則

この條例は、公布の日から、これを施行する。

昭和七年十一月違甲第十五號は、これを廢止する。

廣島市長 濱井信三

廣島市條例第二五號
廣島市議會の議決を経て廣島縣知事の許可を得、廣島市屠場使用料の一部を次のように改正する
昭和二十二年九月一日
廣島市長 濱 井 信 三

第一條 本市屠場使用者より次の区分により使用料を徴収する

畜別	使用料(一頭につき)
畜	參〇〇〇
牛	參〇〇〇
馬	貳五〇〇
豚	貳五〇〇
羊	貳〇〇〇
病畜	六〇〇〇

附則
この條例は公布の日からこれを施行する。

廣島市條例第二六號
廣島市議會の議決を経て廣島縣知事の許可を得、廣島市常設家畜市場使用料を次のように定める
昭和二十二年九月一日
廣島市長 濱 井 信 三

- 廣島市常設家畜市場使用料條例
第一條 本市常設家畜市場使用者より左の区分により使用料を徴収する
一、家畜を賣買又は交換したとき
一級(生後滿一ヶ年以上)牛馬を賣買交換したとき 金參拾圓
賣買 一頭につき
交換 一件につき 金五拾圓
二級(生後一ヶ年未滿の牛馬) 犢駒及羊豚を賣買交換したとき 賣買 一頭につき 金貳拾圓

- 交換 一件につき 金參拾圓
二、家畜の入場したとき
一級(牛馬) 一頭につき 金拾圓
二級(犢駒羊豚) " " 金五圓
但し賣買交換が成立した場合之を徴収しない。
三、家畜を繋留又は宿泊させたとき
肉用牛馬 一頭一日につき 金拾圓
肉用羊豚 " " 金五圓
其他の牛馬羊豚 一頭一夜につき 金五圓
但し肉用牛馬羊豚は前項の入場使用料は徴収しない。
四、家畜に治療したとき
注射 一回分 金貳拾圓以内
手術 " " 金五拾圓以内
手術 " " 金五拾圓以上
五、家畜の賣買又は交換を違約したとき
一級(牛馬) 一頭につき 金貳拾圓
二級(犢駒羊豚) 一頭につき 金拾五圓
第一項の一級家畜、二級家畜を交換した場合は其の使用料は一級の額を徴収する。
交換は家畜二頭を以て一件とし一頭を附す毎に金拾圓を徴収する。
第二條 使用料は賣買交換のときは當事者双方より違約のときは違約者より其他は畜主より徴収する。
第三條 使用料は第一條第一項のときは、賣買交換成立の際第二項のときは家畜退場の際、第三項のときは使用許可の際、第四、第五項のときは事故發生の際これを徴収する。
第四條 第一條第四項の使用料の額は、各所定の範圍内で市長これを定める。
附則
本條例は公布の日からこれを施行する
大正三年一月條例第一號大正九年三月條例第五號、昭和十六年十一月十三日條例第九號はこれを廢止する
廣島市規程第一〇號
廣島市製塩所設置規則を次のように定める
昭和二十二年八月三十日

廣島市製塩所設置規則
廣島市長 濱 井 信 三

- 第一條 本所に次の職員を置く
所長 一人
所員 若干人
第二條 所長は主事又は技師を以てこれに充てる。
所長は市長の命を受け所員を指揮監督し、處務を處理する。
職員は所長の命を受け處務に従事する。
所長に事故があるときは上席職員がその職務を代理する。
第三條 本所職員は事故分掌は所長がこれを定める。
第四條 本所及び所長の印章は次の通りとする

所印
30耗方

所長印
20耗方

- 第五條 所長は所務の狀況その他必要な事項を随時市長に報告しなければならない。
第六條 本規則その他特に定めるもの、外職員の服務並びに處務に關しては廣島市役所職員の例による。
第七條 本規則施行上必要な細則は所長がこれを定める。
附則
この規則は公布の日からこれを施行する

規則第一一號
昭和二十二年六月一日附規則第七號廣島市出張所設置規則の一部を次の通り改正する
昭和二十二年九月一日
廣島市長 濱 井 信 三

第一條別表中「仁保町新築地乙一〇八ノ六」を「旭町一三四〇」に改め、「舟入川口町七三ノ二」を「舟入川口町六七四」に改める。
附則
この規則中前段は昭和二十二年八月十日からこれを適用、後段は、公布の日からこれを施行する。
廣島市規程第十二號
昭和二十一年八月十七日規則第十七號廣島市臨時倉庫料支給規則の一部を

次のように改正する
昭和二十二年九月一日
廣島市長 濱 井 信 三

「別表」を次のように改める

區	分	
	六大都市	六大都市を 除く縣外
市長、助役、収入役、委員	二八〇圓	二四〇圓
その他の吏員	二六〇圓	二二〇圓
雇員、傭人	二四〇圓	二〇〇圓
		一四〇圓
		一三〇圓

附則
この規則は、公布の日から、これを施行する。

告 示

廣島市告示第六七號
昭和二十二年七月三十一日
廣島市長 濱 井 信 三
左記の者昭和二十二年七月三十一日廣島市監査委員に就任した
監査委員 廣島市西觀音町二丁目三一七番地ノ一
中 邑 元
廣島市合議員 鈴 木 質
廣島市告示第七五號
昭和二十二年八月二十二日
廣島市長 濱 井 信 三

告示(第一回換地豫定地指定の發表に就いて)
一、廣島特別都市計劃事業復興與東部土地區劃整理施行に伴う左記町名の土地は換地豫定地が區劃整理委員の諮問を経て決定致しましたから關係者は東部復興事務所にて詳細御承知下さい。
二、土地所有者に對する換地豫定地指定通知書は所有土地届を提出して居られる人のみに送達致します、尙土地所有届を未だ提出して居ない人は至急届出で願います

三、今回發表地區の土地を賣買又は讓渡せられる時は事前に必ず當事務所
え協議の上御取選び願います。買一連絡無き場合は決定した換地を取消す
ことに立至る事もあります。是非連絡方實行下さい。
四、前記換地豫定地の使用開始の時期及借地權其他の權利に付ては追而指
定致します。

區城

紙屋町の一部・研屋町・草屋町 西魚屋町の一部・立町 播磨屋町・
磯町の一部・中町の一部・東魚屋町・胡町・平田屋町・磯屋町・八
丁堀の一部・鐵砲町の一部・上流川町の一部・東胡町の一部・畑川町
針屋町・下流川町の一部 藥研堀の一部・銀山町の一部
關係圖書縱覽場所
廣島市基町 廣島市東部復興事務所

廣島市基町 廣島市東部復興事務所

廣島市告示甲第八二號
本日市會の議決を經た昭和二十二年度廣島市歳入出豫算追加更正の要領は
左の通り
この豫算は即日これを施行する
昭和二十二年八月二十七日

廣島市長 濱 井 信 三
昭和二十二年度廣島市歳入出豫算追加更正

- 一、市 稅 金四千六百五拾六萬七千九百五拾八圓
- 一、國稅附加稅 金四千四百參拾七萬八千八百壹圓
- 二、縣稅附加稅 金七百七拾五萬五千九百拾壹圓
- 三、獨立稅 金貳千參百八拾七萬壹千四百貳拾六圓
- 四、地方分與稅 金五拾六萬壹千八百貳拾四圓
- 五、舊法に依る稅收入 金五千五拾八萬五千六百拾四圓
- 四、使用料及手数料 金七百五拾萬參千九百拾圓
- 一、使用料 金六拾七萬八千參百參拾五圓
- 二、手数料 金千八百貳拾壹萬六千八百貳拾八圓
- 六、國庫支出金 金千八百參萬七千四百七圓
- 二、補助金 金千八百參萬七千四百七圓
- 七、縣支出金 金四百參拾五萬貳千六百八拾壹圓

- 一、交付金 金拾壹萬貳千九拾圓
- 二、補助金 金四百參拾五萬參千九百拾壹圓
- 十一、繰越金 金六百貳拾萬壹千五百貳拾八圓
- 十二、雜收入 金貳百貳拾四萬七千九百九圓
- 十三、市 債 金千貳拾貳萬圓
- 一、市 債 金千貳拾貳萬圓
- 歳入合計 金壹億九百參拾萬五百六拾五圓
- 歳出 經 常 部
- 一、會議費 金百四拾參萬六千六拾貳圓
- 二、役所費 金百四拾萬七千六百六拾貳圓
- 一、給料及諸給 金六百六拾八萬六千八百八拾貳圓
- 二、所 費 金五百貳拾貳萬四千九百四拾七圓
- 三、土木費 金百四拾六萬壹千九百參拾五圓
- 一、道路橋梁費 金五拾六萬九千九百貳拾九圓
- 二、教育費 金五拾六萬九千九百貳拾九圓
- 一、小學校費 金五百五拾七萬貳千六百貳拾壹圓
- 二、中學校費 金八百八拾七萬六千七百七圓
- 三、工業專門學校費 金貳百貳拾七萬八千八百五拾貳圓
- 四、工業專門學校費 金六拾五萬參千四百八拾圓
- 五、教育諸費 金拾貳萬貳千九百四拾六圓
- 六、新制中學校費 金四拾九萬八千九百參拾圓
- 七、衛生費 金貳百七拾貳萬五千八拾圓
- 八、衛生費 金參拾七萬貳千九百六拾九圓
- 九、下水道費 金八拾八萬九千九百五拾五圓
- 十、船舶輪送諸費 金拾六萬壹千參百拾八圓
- 十一、船塢費 金拾四萬八千參百四拾七圓
- 十二、屠場費 金貳百八拾八萬參千八百參拾八圓
- 十三、水道費 金貳百壹萬五千貳百貳拾圓
- 一、淨水費 金八拾六萬八千五百五拾六圓
- 二、給水費 金千貳百拾四萬參百七拾參圓
- 三、厚生費 金拾八萬九百貳拾圓
- 四、保健院費 金四萬貳千五百八拾六圓

- 八、健民費 金拾參萬壹千八百四拾九圓
- 一、健民費 金八萬參千五百六圓
- 九、經濟諸費 金五拾四萬貳千四百七圓
- 一、配給諸費 金參拾五萬八千六百五拾四圓
- 二、度衡諸費 金參拾九萬七千七百八拾圓
- 三、生産諸費 金拾四萬參千九百七拾圓
- 十、勸業費 金貳拾八萬六千八百參拾五圓
- 一、勸業費 金六萬八千六百拾九圓
- 二、灌漑所費 金拾七萬八千五百九圓
- 三、工業指導所費 金百五拾七萬四百七拾壹圓
- 一、消防費 金百五拾七萬四百七拾壹圓
- 二、消防費 金四拾七萬七千七百九拾壹圓
- 十三、輸送費 金四拾七萬七千七百九拾壹圓
- 一、輸送費 金四拾七萬七千七百九拾壹圓
- 十五、農地委員會費 金貳拾九萬參千參百拾四圓
- 一、農地委員會費 金貳拾九萬參千參百拾四圓
- 十七、臨時費 金貳拾五萬五千貳百六拾五圓
- 一、統計費 金貳拾五萬五千貳百六拾五圓
- 二、公金取扱費 金貳拾四萬四千八拾六圓
- 四、雜支出 金貳拾四萬四千八拾六圓
- 經常部計 金四十四百拾五萬八千九百六拾貳圓
- 臨時部
- 一、土木費 金六百四拾七萬參百拾七圓
- 二、道路橋梁費 金六百四拾七萬參百拾七圓
- 三、教育費 金四百六拾八萬八千六百六拾五圓
- 三、孤兒集團教育費 金百五拾八萬參千九百參拾七圓
- 五、市立中學校設備費 金四拾萬壹千圓
- 三、衛生費 金百五拾壹萬九千八百拾四圓
- 一、下水道費 金拾六萬圓
- 四、經濟諸費 金百四拾六萬八千六百五拾圓
- 一、經濟諸費 金百四拾六萬八千六百五拾圓
- 六、臨時給與金 金貳千貳拾貳萬五千五拾貳圓
- 一、臨時給與 金貳千貳拾貳萬五千五拾貳圓
- 十、諸 費 金六百參拾萬五千五百圓
- 四、課稅調査費 金拾五萬貳千五百圓

- 七、繰入金 金貳百六拾七萬七百八拾八圓
 - 十五、記念碑解体撤去費 金八萬四千圓
 - 十六、外國人登錄諸費 金九萬參千六百五拾圓
 - 十七、臨時國勢調査並農林水産其他調査費 金貳拾六萬七千九百九拾五圓
 - 十八、下水道調査費 金拾萬參百七拾圓
 - 十九、疎開跡地整理費 金百七拾四萬五千八百七拾七圓
 - 二十、職災復舊費 金參百六拾六萬四千八百八拾六圓
 - 二十一、應急復舊費 金參百六拾六萬四千八百八拾六圓
 - 二十二、災害諸費 金八百六拾貳萬六千九百九拾五圓
 - 二十三、水害諸費 金八百六拾貳萬六千九百九拾五圓
 - 二十四、役所費 金九拾五萬九千九百五圓
 - 一、所 費 金九拾五萬九千九百五圓
 - 臨時部計 金六千五百拾四萬四千六百參圓
 - 歳出合計 金壹億九百參拾萬五百六拾五圓
 - 歳入出差引殘金なし
- 廣島市告示甲第八三號
本日市會の議決を經た昭和二十二年度廣島市特別會計用品調査費歳入出豫算追加の要領は左の通り
是し本豫算は即日これを施行する
昭和二十二年八月二十七日
- 廣島市長 濱 井 信 三

- 三、繰入金 金參萬壹千五百圓
 - 一、繰入金 金參萬壹千五百圓
 - 歳入合計 金參萬壹千五百圓
 - 歳出合計 金參萬壹千五百圓
 - 歳入出差引殘金なし
- 廣島市告示甲第八四號

本日市會の議決を経た昭和二十二年度廣島市特別會計都市計畫事業費歳入出豫算追加更正の要領は左の通り
但し本豫算は即日之を施行する
昭和二十二年八月二十七日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和二十二年度廣島市特別會計都市計畫事業費
歳入出豫算追加更正
歳入
一、目的税 金參百九拾四萬九千參百四拾參圓
一、都市計畫税 金參百九拾四萬九千參百四拾參圓
二、舊法に依る税收入 金貳圓
歳入合計 金參百九拾四萬九千三百四拾六圓
出
一、都市計畫事業費 金參百參拾六萬六千壹百參拾九圓
一、都市計畫街路事業費 金參百參拾六萬六千壹百參拾九圓
歳出合計 金參百九拾四萬九千三百四拾六圓
歳入出豫算引殘金なし

廣島市告示第八五號
本日市會の議決を経た昭和二十二年度廣島市特別會計職災復興費歳入出豫算追加更正の要領は左の通り
この豫算は即日これを施行する
昭和二十二年八月二十七日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和二十二年度廣島市特別會計職災復興費
歳入出豫算追加更正
歳入
一、國庫支出金 金參千八百貳拾四萬九千九百參拾九圓
一、補助金 金參千八百貳拾四萬九千九百參拾九圓
二、雜收入 金七拾三萬四千八百五拾圓
一、雜入 金七拾參萬四千八百五拾圓
三、繰入金 金百九拾萬八千六百七拾七圓
一、繰入金 金百九拾萬八千六百七拾七圓
四、市債 金參千六百四拾貳萬五千圓

同 庚午町一三二番地 中 藤 建 一
同 古田町二三八三番地 島本富士翁

廣島市告示第八七號
昭和二十二年八月二十九日開催した廣島市農地委員會委員補缺選舉會に於て次の通り當選者を定めたから公告する
昭和二十二年八月二十九日
廣島市長 濱 井 信 三

一、農地調整法第十五條ノ二第三項ノ第一號ニ屬スル者 濱 井 信 三
廣島市尾長町二九五番地 二井哲二郎
二、農地調整法第十五條ノ二第三項ノ第二號ニ屬スル者 渡 田 幹 榮
廣島市已斐町五九九番地

廣島市告示第八八號
昭和二十二年八月三十日 廣島市長 濱 井 信 三
昭和二十二年八月三十日大島六七男が廣島市助役に就任した。

廣島市告示第八九號
廣島稅務署より通知のあつた翠町庄年雄外百參拾參名の家屋に對する賃貸價格の設定については、家屋賃帳法第十一條の規定により、自九月三十日の二十日間關係者の總覽に供す。
昭和二十二年八月三十日 廣島市長 濱 井 信 三

辭令

七、一四 額に依り本職を免する 技術吏員 中野 眞 勇
七、二一 同 事務吏員 眞野 眞 平
七、三三 同 總務局稅務課長榮務を命ずる 事務吏員 石 井 眞 博
七、三三 同 總務局職員課勤務を命ずる 同 水 上 洋 博
同 地方自治法第九十六條に依り 廣島市監査委員に選任する 同 中 水 眞 博
同 同 廣島市監査委員に選任する 同 伊 藤 眞 博
八、二八 同 總務局稅務課長復與局經理課勤務 事務吏員 伊 藤 眞 博

一、市債 金參千六百四拾貳萬五千圓
一、前年度繰越金 金貳百九拾七萬貳千六拾六圓
歳入合計 金八千貳拾八萬九千九百貳拾貳圓
出
一、職災復興費 金七千八百九拾八萬八千三百五拾四圓
一、區劃整理費 金千六百五拾五萬五千八百拾圓
二、街路費 金六拾七萬七千八百拾圓
三、上水費 金貳百七拾萬圓
四、下水費 金百六拾貳萬五千圓
五、綠地及墓地費 金六拾六萬六千七百貳拾圓
六、建築費 金五千六百七拾六萬五千貳百七拾四圓
一、公債費 金百參拾萬五千五百六拾八圓
歳出合計 金八千貳拾八萬九千九百貳拾貳圓
歳入出豫算引殘金なし

廣島市告示第八六號
昭和二十二年八月二十九日開催した廣島市食糧調整委員會委員選舉會に於いて次の通り當選者に決定したから公告する
昭和二十二年八月二十九日 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市古田町五一五番地 淺 川 秀 雄
尾長町二九五番地 二井哲二郎
霞町二七五番地 石 井 俊 雄
牛田町二八四番地 小 川 正 男
三條本町四丁目一七六三番地 沖 岡 太 吉
山手町一七一番地 谷 岡 太 吉
似島町六六五番地 定 泰 隆 藏
已斐町五七三番地 松 方 昇 造
東雲町九〇七番地 松 井 民 造
仁保町 河 内 篤 勉
南觀音町一四二九番地 飯 田 篤 之 助
矢賀町七三七番地 小 林 林 松
江波町七五五番地

八、三〇 額により本職を免する 同 大島六七男
八、三一 廣島市助役に選任する 同 大島六七男
廣島市技術吏員に任命する 技術吏員 太原 靜 夫
復與局土木課勤務を命ずる 民生局食糧課勤務 同 栃 木 吾 一
製塩所長を命ずる

同 廣島市告示第八八號
昭和二十二年八月三十日 廣島市長 濱 井 信 三
昭和二十二年八月三十日大島六七男が廣島市助役に就任した。

廣島市告示第八九號
廣島稅務署より通知のあつた翠町庄年雄外百參拾參名の家屋に對する賃貸價格の設定については、家屋賃帳法第十一條の規定により、自九月三十日の二十日間關係者の總覽に供す。
昭和二十二年八月三十日 廣島市長 濱 井 信 三

傳染病患者發生(死亡)一覽表 二十二年

病名	自一月至六月	七月	中	果	計
赤痢	(1)	(5)	(6)	(1)	一六
癆病	(4)	(6)	(7)	(5)	一二
腸チフス	(5)	(3)	(8)	(6)	一〇
バチルス	(1)	(1)	(3)	(1)	一六
痘瘡	(1)	(1)	(1)	(1)	一四
猫頭赤熱	(6)	(4)	(3)	(6)	一五
チフス	(1)	(2)	(3)	(1)	一五
流行性	(1)	(2)	(3)	(1)	一五
日本腦炎	(18)	(8)	(29)	(26)	一五五

七月中における戸籍事務取扱件數

戸籍簿開設	四八三
戸籍簿抄本交付	三、〇一七
寄附事務取扱件數	二七三
入寄留	一六一
出寄留	一九〇
復歸	二二
退去	七
謄抄本交付	六〇
印鑑證明	二、五三五

種別
結婚 本籍 非本籍
離婚 四六四 三〇
養子縁組 四六 三五
出生 七〇八 三四一
死亡 四六七 一一八
家相續 七三 二二八
葬祭 七一

身元證明 六一二
 人口動態統計月報
 出生兒總數 六五四
 死亡者總數 二五三
 內一歲未滿

女男	女男	女男
二二	二二	二二
一一	一一	一一
一一	一一	一一

廣島市轉入人口集計表

(自七月三十一日
至七月三十一日)

本 人	扶養 家族	計
轉入 二、七五八	一、二九五	四、〇五三
轉出 四四六	五七五	一、〇二一

廣 島 市 報

復 活
第 十 九 號

每 月 一 回
二 十 日 發 行

發 行 所 兼
人

廣 島 市 役 所

廣 島 市 國 泰 寺 町 三 九
 一 番 (食 糧 課) 二 七 三 八 番 (商 工 課)
 二 番 (市 會 務 局) 四 三 五 五 番 (學 務 課)
 三 番 (秘 書 外 課) 四 三 五 六 番 (上 水 課)
 四 番 (經 理 課) 四 三 五 七 番 (調 査 課)
 五 番 (會 計 課)
 退 職 後 及 び 休 日 は 二 八 〇 一 番 に

條 例

廣 島 市 條 例 第 二 七 號

廣 島 市 議 會 の 議 決 を 經 廣 島 縣 知 事 の 許 可 を 得 て 廣 島 市 立 衛 生 試 驗 所 手 數 料 條 例 の 一 部 を 次 の よ う に 改 め る

昭 和 二 十 二 年 九 月 一 日

廣 島 市 長 濱 井 信 三

第 二 條

(件 名)

(單 位)

(手 數 料 額)

身體検査並びに衛生上の協議	一件につき	五圓乃至五拾圓
咯、痰検査	同	五圓乃至貳拾圓
血液及び血清検査	同	五圓乃至七拾圓
糞便検査	同	五圓乃至參拾圓
尿検査	同	五圓乃至六拾圓
胃内容物検査	同	拾圓乃至百圓
乳汁検査	同	五圓乃至貳拾圓
組織學的検査	同	五拾圓乃至參百圓
細菌の診定	同	拾圓乃至百圓
消毒類検査	同	貳拾圓乃至貳百圓

水雪及び水の試験

同 參拾圓乃至貳百圓

礦泉の試験

同 百圓乃至參百圓

飲食物の試験

同 參拾圓乃至貳百圓

飲食物用器具並びに原料試験

同 參拾圓乃至百五十拾圓

化粧品試験

同 參拾圓乃至千貳百圓

着色料試験

同 參拾圓乃至貳百圓

油類試験

同 參拾圓乃至參百圓

空氣試験

同 貳百圓乃至五百圓

試験成績報告原本の交付

一通につき 拾圓乃至五拾圓

藥品試験

一件につき 五拾圓乃至貳百圓

附 則

この條例は公布の日からこれを施行する

廣 島 市 條 例 第 二 七 號

廣 島 市 會 の 議 決 を 經 て 廣 島 縣 知 事 の 許 可 を 得 廣 島 市 工 業 指 導 所 使 用 料 及 び 手 數 料 條 例 の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る

昭 和 二 十 二 年 九 月 一 日

廣 島 市 長 濱 井 信 三

第 二 條 第 一 號 中

「五圓以上五拾圓以下」を「拾圓以上百圓以下」に「五拾圓以

「下」を「百圓以下」に改め同條第二號中「參圓以上八圓以下」を「六圓以上拾六圓以下」に「五圓以上貳拾圓以下」を「拾圓以上五拾圓以下」に「五圓以上五拾圓以下」を「拾圓以上百圓以下」に「參圓以上貳拾五圓以下」を「六圓以上五拾圓以下」に「五圓以上拾圓以下」を「拾圓以上貳拾圓以下」に成結書又は證明書の謄本「壹圓」を「貳圓」に改める

附則

この條例は公布の日からこれを施行する

規則

廣島市規則第二二號

昭和二十一年八月十七日規則第十七號廣島市臨時食卓料支給規則の一部を次のように改正する

昭和二十二年九月一日

廣島市長 濱井信三

「別表」を次のように改める

市長	六大都市	六大都市を 除く縣外	縣	內
助役、收入役委員理事	二八〇圓	二四〇圓	一六〇圓	
その他の吏員	二六〇圓	二二〇圓	一四〇圓	
雇員、傭人	二四〇圓	二〇〇圓	一二〇圓	

附則

この規則は公布の日から施行する

廣島市規則第二三號

昭和二十二年九月二十三日

廣島市長 濱井信三

地方自治法第百五十二條第一項による市長に故障がある場合の代理順序を次の通りとする。

- 助役 奥田達郎
- 助役 森澤雄三
- 助役 大島六七男

附則

この規則は、公布の日から、これを施行する

昭和十六年連甲第五號市長代理順序は、これを廢止する

廣島市規則第一四號

昭和二十二年六月一日附則第七號廣島市出張所設置規則の一部を次の通り改正する

昭和二十二年二十三日

廣島市長 濱井信三

第一條別表中「小網町一〇三」を「新市町三一六」玉元屋百貨店內に改める

規則

この規則は公布の日からこれを施行する

告示

廣島市告甲第九二號

昭和二十二年九月十日森澤雄三が廣島市助役に就任した。

昭和二十二年九月十日

廣島市長 濱井信三

廣島市告甲第八九號の二

昭和二十一年十二月告示甲第一一三號廣島市立衛生試験所手数料條例施行細則第一條を次のように改正する

昭和二十二年九月一日

廣島市長 濱井信三

廣島市立衛生試験所手数料條例施行細則

第一條 廣島市立衛生試験所手数料條例第二條の規定により手数料を次のように定める

一、身体検査並びに衛生上の協議

普通身体検査 金拾圓

複雑なる手数を要する身体検査又は診断衛生上の協議 金五拾圓

二、略痰検査

簡易なる検査（供試量一〇瓦以上） 金五圓

複雑なる検査（同） 金貳拾圓

三、血液及び血清検査

ウィダー氏反應検査 金五圓

ワイルフェリクス氏反應検査 金五圓

梅毒血清反應検査（但し採血を要求するもの）にありては金五圓を加ふ 金參拾圓

各種血球の計算検査 金拾圓

血液像検査 金拾圓

寄生蟲鏡検査 金五圓

四、糞便検査 金五圓

簡易なる検査（供試量二〇瓦以上） 金參拾圓

複雑なる検査（同） 金參拾圓

五、細菌の特定

顕微鏡的検査 金拾圓

簡易なる培養検査 金貳拾圓

複雑なる培養検査 金五拾圓

簡易なる動物試験（動物代價は別に徴収する） 金參拾圓

複雑なる動物試験（同） 金百圓

六、組織學的検査 簡易なる検査 金五拾圓

複雑なる深色を要するものその他の類似のもの 金參百圓

七、消毒藥（殺菌、殺虫、殺鼠劑等）検査 簡易なるもの 金貳拾圓

複雑なるもの 金貳百圓

八、尿検査 簡易なる検査（成分） 金五圓

複雑なる検査 金六拾圓

九、胃内容物検査 簡易なる検査（一成分につき） 金拾圓

複雑なる検査 金百圓

一〇、乳汁の検査 性状検査その他類似のもの（供試量一〇〇瓦以上） 金五圓

細菌數計算検査 金貳拾圓

一一、氷雪及び水の試験 氷雪及び水の飲料適否その他類似のもの（供試量三瓶又は二リットル以上） 金參拾圓

細菌數計算（同） 金參拾圓

金參拾圓

金參拾圓

金參拾圓

金參拾圓

定性分析(供試量三リットル又は二リットル以上)	金參拾圓
定量分析(同)	金百五拾圓
特別なる試験	金貳百圓
一、礫泉の試験	
療養泉たる見込その他類似のもの(供試量二リットル以上)	金百圓
ラヂウムエスナムオン検査及び類似のもの(供試量四リットル以上)	金貳百圓
定性分析(供試量六リットル以上)	金百圓
定量分析(同)	金參百圓
礦泉醫治効用の判定	金百圓
一三、飲食物試験	
衛生的試験(供試量二リットル以上)	金六拾圓
防腐劑、人工甘味質、有害金屬その他類似のもの定性分析	金參拾圓
メチールアルコールの定性分析その他類似のもの(供試量一リットル以上)	金參拾圓
牛乳及乳製品の定量分析その他類似のもの(同五〇〇互以上)	金百圓
酒類、醬油、調味料その他類似のもの定量分析(同一リットル以上)	金貳百圓
清涼飲料水その他類似のもの定量分析(同一リットル以上)	金百圓
肉類、穀類、及びその加工品その他類似のもの定量分析(同)	金百圓
茶珈琲その他類似のもの定量分析(同二五〇互以上)	金貳百圓
一四、飲食物器具並びに原料試験	
衛生的試験(簡易なるもの)	金參拾圓
同(複雑なるもの)	金百圓

一五、化粧品試験	
衛生的試験その他類似のもの(供試量五〇互以上)	金參拾圓
簡易なる定性分析(同)	金五拾圓
複雑なる定性及簡易なる定量分析(同一〇〇互以上)	金貳百圓
複雑なる定量分析(同五〇互以上)	金貳百圓
一六、着色料試験	
衛生的試験(簡易なるもの)	金參拾圓
同(複雑なるもの)	金貳百圓
一七、油類試験	
引火粘調度比重凝點、沸點等(供試量五〇〇互以上)	金參拾圓
沃度數、酸鹼化數等(同)	金百圓
普通品質試験その他類似のもの(同)	金貳百圓
前記以外の特別なる試験(同)	金參百圓
一八、藥品試験	
藥品適否その他類似のもの	金五拾圓
不明藥品の簡易なる定量分析その他類似のもの	金百圓
前記以外特別抜試験	金貳百圓
一九、体温器の比較試験(一本につき)	金拾圓
二〇、空氣試験	
簡易なるもの	金貳百圓
複雑なるもの	金五百圓
二一、含有成分の定性分析(一件につき)	金貳拾圓
二二、含有成分の定量分析	金五拾圓
二三、試験成績書原本(邦文)	金拾圓
この細則は公布の日からこれを施行する	

廣島市告示第九十九號之三

廣島市工業指導所使用材料及び手敷料條例施行細則改正について

昭和二十二年八月二十六日告示甲第一五號廣島市工業指導所使用材料及び手敷料條例施行細則の一部を次のように改める
昭和二十二年九月一日

廣島市長 濱 井 信 三

第八條中「拾五圓」を「參拾圓」に「拾圓」を「貳拾圓」に「貳拾八圓」を「五拾六圓」に「八圓」を「拾六圓」に改める

第十條中「五圓」を「拾圓」に「八圓」を「拾六圓」に「參圓」を「六圓」に「貳拾圓」を「四拾圓」に「拾圓」を「貳拾圓」に「參拾五圓」を「七拾圓」に「拾五圓」を「參拾圓」に「拾參圓」を「貳拾六圓」に「貳拾五圓」を「五拾圓」に改める

第十三條中「貳拾五圓」を「五拾圓」に「拾五圓」を「參拾圓」に改める

附 則

この細則は公布の日からこれを施行する

廣島市告示第九十五號

昭和二十二年九月二十三日奥田達郎が廣島市助役に就任した。

昭和二十二年九月二十三日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示第九十九號

昭和二十二年九月二十六日

廣島市長 濱 井 信 三

次の規定は昭和二十二年九月三十日限り、これを廢止する。

新年及祝日拜禮式舉行の件	明治二十三年十二月 廣島市告示第十四號
御眞影拜禮心得	大正四年十一月 告示甲第百八號
舊御便殿管理規程	明治四十二年十月 規則參甲第十一號
舊御便殿守衛職務規程	昭和十一年十二月 達乙第十一號
舊御便殿拜觀規程	大正七年十二月 告示甲第五十七號
舊御便殿拜觀規程取扱細則	明治四十二年七月 達參甲第十二號
事務監査規程	昭和十六年一月十八日 達甲第一號
廣島市臨時企畫會議規程	昭和十五年二月 達甲第一號
廣島市顧問設置規程	昭和十六年五月一日 達甲第一〇號
諸願屆書の内口頭受理に關する件	明治二十三年十二月 告示參甲第九十號
廣島市醫務規程	昭和十年二月 達乙第一號
助役兼攝部長認印省略の件	昭和十一年一月 達甲第一號
廣島市事務改善委員會規程	昭和十五年九月七日 達甲第九號
廣島市職員分限審査委員會規程	昭和十五年十月十六日 達甲第十四號
廣島市經濟更生委員會委員手當金支給規程	昭和十四年十月十日 告示甲第百七十一號
國民學校職員並に青年學校教員臨時手當支給規程	昭和十六年七月十五日 達乙第三號

廣島市農地委員會委員手當支給規程

廣島市國民學校祭日休業の件

廣島市國民學校授業料徵收規程

廣島市國民學校授業料免除規程

廣島市國民學校授業料に關する件

廣島市國民學校授業料取扱規程

廣島市夜學校規程

廣島縣廣島市立女子青年學校學則

師範學校及私立教員養成所委託生學費補助規程

廣島市清國留學生規程

清國留學生心得

廣島市青年團設置規程

廣島市社會教育委員會規程

廣島市立畑賀病院處務規程

廣島市立畑賀病院經理事務取扱規程

昭和十四年十月十日
告示甲第一〇七號

明治二十五年四月
告示甲第十四號

大正六年四月
告示甲第十三號

明治二十五年三月
告示甲第十號

明治二十九年五月
告示參甲第二十一號

大正三年三月
達乙第三號

明治四十年四月
規則甲第四號

昭和十年七月
告示甲第五十八號の二

大正八年二月
告示甲第三號

明治三十五年三月
告示甲第五號

明治三十五年三月
告示甲第五號

大正五年九月
告示甲第六十七號

昭和十二年六月
告示甲第二百八十九號

昭和八年九月
達乙第六號

昭和八年九月
告示甲第四百十二號

廣島市立畑賀病院病室使用料に關する件

廣島市住吉橋療院處務規程

廣島市住吉橋療院入院規程

廣島市住吉橋療院病室使用料徵收手續

廣島市公設市場規程

廣島市公設市場規程施行細則

遊漁取締規則

游漁取締規則施行細則取扱手續

廣島市農地委員會事務處理規程

融和事業委員會規程

廣島市下水道管理規程

土木課工事監督助手服務心得

廣島市灌溉所使用規則

廣島市木造建物防火改修事業助成規程

變災に關する水道部所屬職員心得

水道部外勤吏員勤務規程

昭和八年九月
告示甲第四百十三號

昭和十五年七月三日
達甲第六號

昭和十五年七月三日
告示甲第九十一號

昭和十五年七月十五日
達乙第五號

大正九年二月
告示甲第七號

大正九年四月
告示甲第二十七號

昭和九年十一月
告示甲第三百三十二號

昭和九年十一月
達乙第十三號

昭和十四年三月十日
告示甲第二十六號

昭和三年六月
達甲第三號

明治四十二年六月
規則參甲第九號

大正十四年十月
達乙第四號

大正二年七月
告示甲第四十三號

昭和十五年三月二十日
告示甲第三八號の一

昭和九年四月
達乙第五號

明治四十一年十月
達甲第十七號

昭和二十二年度廣島市歲入出豫算追加

歲入

四、使用料及手数料 金五萬五千圓

一、使 用 料 金五萬五千圓

十一、繰 越 金 金壹百拾八萬參千八百七拾六圓

一、前年度繰越金 金壹百拾八萬參千八百七拾六圓

歲入合計 金壹百貳拾參萬八千八百七拾六圓

二、役 所 費 金貳拾萬圓

一、給料及諸給 金貳拾萬圓

十、勸 業 費 金參萬八百五拾參圓

一、家畜市場費 金貳拾參萬八百五拾參圓

經常部計 金貳拾參萬八百五拾參圓

臨時部 金四拾萬六千九百六拾壹圓

一、傳染病豫防費 金四拾萬六千九百六拾壹圓

八、雜 支 出 金參拾參萬圓

二十二、戰災處理費 金貳拾七萬壹千六拾貳圓

臨時部計 金壹百萬八千貳拾參圓

歲出合計 金壹百貳拾參萬八千八百七拾六圓

八、八 願に依り本職を免する 視學 木田義登
 九、一〇 廣島市助役に選任する 森澤雄三
 九、一〇 民生局長兼務を命ずる
 九、二三 廣島市助役に選任する 奥田達郎
 九、二三 總務局長兼務を命ずる

雜

傳染病患者發生(死亡)一覽表

病名	自一月至七月	八月計	累計
赤痢	(6) 一六	(1) 一七	(7) 三三
腸チフス	(7) 二二	(1) 二四	(8) 一六
バチルス	(5) 六〇	(1) 八四	(6) 一四四
痘瘡	(1) 一九	(1) 二一	(2) 四〇
猩紅熱	(6) 四五	(1) 五〇	(7) 九五
デブチリヤ	(1) 一	(1) 二	(2) 三
流行性腦炎	(26) 一五五	(3) 一五八	(29) 二〇八

(二) 八月中における戸籍事務取扱件數

種別	本籍人	非本籍人
出生	六四六	三四三

死亡	四五五	二二八
離婚	三七五	一三
養子縁組	三八	
養子縁離	四八	四
相續見	一六	
後籍見	七九	
轉籍	一二七	
認籍	六九	
國籍得喪	一二七	
戸籍簿の閱覽	五二四件	
戸籍に關する公示證明件數	二、五六六件	
戸籍簿抄本の交付	二、三八八件	
寄留事務取扱件數	六五〇	
入寄留	二八五	
出寄留	二〇〇	
轉寄留	七二	
復歸	二、三九八件	
退去	四七三	
寄留謄抄本交付	二、三九八件	
市條例による證明事務取扱件數	二、三九八件	
印鑑證明	四七三	
身分證明	二、三九八件	
人口動態統計月報	五八一 (男三二五、女二五六)	
出生兒總數	二〇八 (男一一四、女九四)	
死亡者總數	二二三 (男一九九、女九)	

復第 每二 廣島市役所 廣島市國泰寺町三九

廣島市報

復活第十二號

每月一回 發行日十二

發行所

廣島市役所

電話

二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇
二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇
二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇
二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇
二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇

廣島市國泰寺町三九

退廳後及び休日は二八〇一番に

條例

廣島市條例第二八號
廣島市議會の議決を経て昭和十三年二月廣島市火葬場使用條例の一部を次のように改正する。

昭和二十二年十月一日

廣島市長 濱井信三

第三條中「百圓以内」を「二百五十圓以内」に改める。

附則

この條例は公布の日からこれを施行する。

廣島市規則第一四號の二
廣島市吏員採用昇格規則を次のように制定する。

昭和二十二年九月三十日

廣島市長 濱井信三

第一條 吏員は別に定めるものを除く外、この規則によつて採用し昇格せしめる。

第二條 一般吏員を分けて次の通りとする。
事務吏員 理事、主事、視学、書記(衛生巡視を含む)
技術吏員 理事、技師、技手

第三條 書記、技手、視学に採用すべき者は、年齢滿二十才以上五十才以下

下の者であることを要する。

第四條 官吏又は吏員としての経験のない者及びその従事せしめようとする職種と同種又は類似の職種に経験のない者は、考査委員会(以下委員会とゆ)の考査を経て試用し三ヶ月の見習期間後再び委員会の選考を経てその學歴、職歴、能力等に應じて適當な資格をもつて採用する。

第五條 官吏又は吏員として従事せしめようとする職種と同種又は類似の職種に三年以上の経験を有する者は委員会において選考の上前職相應の資格をもつて採用する。

第六條 特殊の免許證等を有し相當の實経験を有する者は委員会において選考の上これに相應する資格をもつて採用する。

第七條 昇格は次の基準による。

イ 昇格試験に合格した者
ロ 本市においてその職に三年以上あつたもので委員会の選考を経て

第八條 昇格試験に合格した者には資格を與え委員会の選考を経て適時昇格せしめる。

第九條 功績ある員が職位又は退職の場合には、委員会の議を得て前各條にかかわらず昇格せしめることができる。

第十條 採用又は昇格の際の職歴年数は前條を適用することができる。但し中断期間が五年以上の場合には通算しない。

第十一條 委員会及び試験については、別にこれを定める。

附則

この規則は昭和二十二年九月三十日からこれを施行する。大正七年五月達甲第三號廣島市吏員任用規程は、これを廢止する。

廣島市規則第一四號之三

廣島市雇員規則を次のように制定する。

昭和二十二年九月三十日

廣島市長 濱 井 信 三

第一條 雇員の命免、服務、給與等は特別の規定あるものの外この規則による。

第二條 雇員は事務員、技術員及び現業員とする。但し必要に臨じ職種には監督、班長、組長等を置くことができる。

第三條 雇員は常時勤務と臨時勤務の二種とする。

第四條 雇員に與へる休日、休暇、忌引は左の通りとする。

一、休日、忌引は吏員の例による。

二、月給を受ける者の休暇は吏員の例による。

三、日給を受ける者の休日並びに代休日はこれを出勤扱とする。

第五條 雇員の給料は月給又は日給としその額は別表(一)又は(二)による。但し特別の事由がある者については別表によらないことができる。

第六條 雇員の給料支給方法は左の通りとする。

一、月給を受ける者は廣島市吏員給料條例の規定を準用する。

二、日給を受ける者は勤務日数に応じて前月十六日よりその月の十五日までの給料を前號に準じて支給する。但し月二回以上に分けて支給することができる。

三、日給を受ける者は新採用、増給、減給、何れの場合でも發令の日

號	給額	號	給額	號	給額	號	給額	號	給額
一一	一九、〇〇	二七	二五、〇〇	三三	三一、〇〇	三九	三七、〇〇		
一二	二〇、〇〇	二八	二六、〇〇	三四	三二、〇〇	四〇	三八、〇〇		
一三	二一、〇〇	二九	二七、〇〇	三五	三三、〇〇	四一	三九、〇〇		
一四	二二、〇〇	三〇	二八、〇〇	三六	三四、〇〇	四二	四〇、〇〇		
一五	二三、〇〇	三一	二九、〇〇	三七	三五、〇〇				
一六	二四、〇〇	三二	三〇、〇〇	三八	三六、〇〇				

廣島市規則第一四號の四

廣島市役所係設置規則の一部を次のように改正する。

昭和二十二年九月三十日

廣島市長 濱 井 信 三

第一條中「但し、調査課には、これを置かない」を削り、稅務課の次に「調査課、庶務係、調査係」を加える。

この規則は公布の日から、これを施行する。

廣島市規則第一五號

昭和二十二年六月一日規則第七號廣島市出張所設置規則の一部を次のように改正する。

昭和二十二年十月三日

廣島市長 濱 井 信 三

第一條別表中「東雲町八二七」を「東雲町五八〇」に改める。

廣島市規則第一六號

廣島市雇員規則の一部を次のように改正する。

昭和二十二年十月十日

廣島市長 濱 井 信 三

から支給する。四、日給を受ける者が公務のため傷病を受け又は疾病に罹り勤務することができないときはその間の給料(臨時給を含む)を支給するも健康保險法その他特別の規定により休業中の給料支給を受ける場合はその支給額が給料より少いときはその差額を支給する。

この規則は公布の日からこれを施行する。昭和十七年四月一日達甲第七號廣島市雇員規則はこれを廢止する。

別表(一)

號	給額	號	給額	號	給額	號	給額
一	一五〇	一一	二六〇	二一	四七〇	三一	八一〇
二	一六〇	一二	二八〇	二二	五〇〇	三二	八五〇
三	一七〇	一三	三〇〇	二三	五三〇	三三	九〇〇
四	一八〇	一四	三二〇	二四	五六〇	三四	九五〇
五	一九〇	一五	三四〇	二五	五九〇	三五	一、〇〇〇
六	二〇〇	一六	三六〇	二六	六二〇	三六	一、〇五〇
七	二一〇	一七	三八〇	二七	六五〇	三七	一、一〇〇
八	二二〇	一八	四〇〇	二八	六九〇	三八	一、一五〇
九	二三〇	一九	四二〇	二九	七三〇	三九	一、二〇〇
一〇	二四〇	二〇	四四〇	三〇	七七〇	四〇	一、二五〇

別表(二)

號	給額	號	給額	號	給額	號	給額
一	五、五〇	六	八、〇〇	一一	一〇、八〇	一六	一四、八〇
二	六、〇〇	七	八、五〇	一二	一一、六〇	一七	一五、六〇
三	六、五〇	八	九、〇〇	一三	一二、四〇	一八	一六、四〇
四	七、〇〇	九	九、五〇	一四	一三、二〇	一九	一七、二〇
五	七、五〇	一〇	一〇、〇〇	一五	一四、〇〇	二〇	一八、〇〇

第三條 雇員の勤務時間はその勤務場所に応じ市長の定めるところによる。

廣島市規則第一七號

家畜療治料規則を次のように定める。

昭和二十二年十月十三日

廣島市長 濱 井 信 三

家畜療治料規則

一 投藥	二 注射	三 手術
<p>家畜療治料規則</p> <p>廣島市常設家畜市場使用料條例第四條の規定による家畜療治料を左のよう</p> <p>に定める。</p> <p>一 投藥</p> <p>内用 一回分 貳拾圓</p> <p>外用 同 貳拾圓</p> <p>二 注射</p> <p>一回分 參拾圓</p> <p>但し高價藥使用のときは 五拾圓</p> <p>三 手術</p> <p>小手術 五拾圓</p> <p>中手術 百圓</p> <p>大手術 貳百圓</p>		

この規則は公布の日からこれを適用する。

大正三年二月告示甲第五號「家畜療治に關する使用料の件」はこれを廢止する。

廣島市告示甲第一〇一號

廣島市火葬場使用條例施行細則の一部を次のように改正する。

廣島市長 濱 井 信 三

廣 島 市 報

復 活
第 二 十 一 號
每 月 一 回
二 十 日 發 行

發行人

廣 島 市 役 所

廣島市國泰寺町三九
電話
二八八〇(食糧課)
二七三八(商工課)
二七三〇(市會事務局)
四三三五(學務課)
四三五六(上水課)
四三三七(調査課)
四三三五(會計課)
四三三五(退給課)

退給後及び休日は二八〇一番に

條 例

廣島市條例第二九號

廣島市議會の議決を経て、廣島市住宅分譲條例を次のように定める。

昭和二十二年十一月四日

廣島市長 濱 井 信 三

第一條 廣島市住宅分譲條例

住宅の割賦分譲(以下分譲という)は、この條例の定める所による。

第二條 住宅の分譲を受ける者(以下被分譲者という)の資格は左の通りとする。

一、市内に自己所有の住宅を有しない者で五十坪以上の敷地の所有権又は借地権を有する者

二、一定の職業又は収入の途を有し、獨立の生計を営む者で市長が適當と認めたる者

三、分譲代金の支拂能力があり、且つ確實な保證人を有する者

第三條 住宅の分譲を受けようとするときは、市長の定める所により住宅分譲契約を締結しなければならない。

第四條 被分譲者は契約と同時に住宅建設費の二分の一を支拂い残額を分譲賦金として、五箇年間に支拂わなければならない。建設費は之を一時に支

拂い又は支拂年限を短縮することができる。

分譲賦金の算定方法及び支拂方法は市長が之を定める。

第五條 住宅の所有権は分譲賦金の完納によつて被分譲者に移轉する。所有權移轉前被分譲者が左の行爲を爲すには市長の承認を受けなければならない。

一、住宅の模様替その他住宅の原形を變更すること。

二、住宅を住宅以外の目的に使用すること。

三、住宅を轉貸すること。

四、分譲契約による權利義務を他人に譲渡すること。

第六條 住宅の保存上必要な一切の維持修繕は被分譲者の負擔とする。

第七條 原因の如何を問はず所有權移轉前その建物が滅失又は毀損したときは、その損害は被分譲者の負擔とする。

第八條 被分譲者がこの條例又は契約の條項に違反したときは分譲を取消し、契約を解除することができる。

前項の場合において、損害を生じたときは、被分譲者は市長の定める賠償額を支拂わなければならない。

附 則

この條例は公布の日からこれを施行する。

廣島市告示第一〇四號

廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を次のように改正する。

昭和三十二年十月二十四日、廣島市長 濱井信三

第四條別表に次のように加える。

住宅別	使用料	住宅別	使用料
基町住宅自一六五號	六〇、〇〇	厚生併用住宅壹坪	〇〇、〇〇
厚生住宅	八〇、〇〇	同 貳坪	〇〇、〇〇
吉島住宅自一八號	八五、〇〇	同 參坪	〇〇、〇〇
同 自三號	七〇、〇〇	共同住宅 一五巻	五〇、〇〇
同 自八號	參〇、〇〇	同 一〇巻	四〇、〇〇
福島住宅自一八號	參〇、〇〇	同 六巻	參〇、〇〇
同 自九號	參〇、〇〇		
同 自二號	八五、〇〇		
千田住宅			

この細則は昭和二十二年三月一日からこれを適用する。

廣島市告示第一一〇一號

昭和二十二年三月廣島市告示第四十號廣島市水道使用條例施行細則を次のように改正する。

昭和二十二年十一月十一日

廣島市長 濱井信三

第三十五條 條例第三十八條ノ規定ニヨリ減免スル使用料及手数料額ハ左ノ通りトス

一 條例第三十八條第一號及第三號ニ該當スル者ハ其ノ五割額

二 條例第三十八條第二號ニ該當スル者ハ其ノ全額又ハ五割額

一、市 歳入

- 一、獨 立 稅 金 七萬九千五百七拾六圓
- 二、繰 越 金 七萬九千五百七拾六圓
- 三、前年度繰越金 金百拾參萬壹千壹百貳拾九圓
- 歳入合計 金百貳拾壹萬七千五百圓

歳出 經常部

- 一、衛生費 金拾五萬圓
- 二、屠場費 金拾五萬圓
- 三、健民費 金五萬九千五百圓
- 四、健民費 金五萬九千五百圓
- 五、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 六、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 七、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 八、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 九、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 十、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 十一、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 十二、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 十三、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 十四、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 十五、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 十六、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 十七、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 十八、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 十九、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 二十、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 二十一、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 二十二、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 二十三、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 二十四、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 二十五、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 二十六、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 二十七、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 二十八、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 二十九、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 三十、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 三十一、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 三十二、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 三十三、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 三十四、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 三十五、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 三十六、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 三十七、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 三十八、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 三十九、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 四十、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 四十一、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 四十二、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 四十三、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 四十四、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 四十五、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 四十六、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 四十七、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 四十八、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 四十九、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 五十、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 五十一、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 五十二、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 五十三、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 五十四、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 五十五、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 五十六、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 五十七、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 五十八、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 五十九、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 六十、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 六十一、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 六十二、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 六十三、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 六十四、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 六十五、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 六十六、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 六十七、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 六十八、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 六十九、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 七十、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 七十一、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 七十二、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 七十三、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 七十四、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 七十五、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 七十六、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 七十七、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 七十八、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 七十九、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 八十、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 八十一、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 八十二、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 八十三、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 八十四、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 八十五、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 八十六、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 八十七、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 八十八、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 八十九、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 九十、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 九十一、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 九十二、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 九十三、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 九十四、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 九十五、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 九十六、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 九十七、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 九十八、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 九十九、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓
- 一百、財 産 費 金拾壹萬貳千四百貳拾五圓

廣島市告示第一〇六號

本日市會の議決を經た昭和二十二年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出豫算追加の要領は左の通り。但しこの豫算は即日之を施行する。

昭和二十二年十月二十七日

廣島市長 濱井信三

この細則は昭和二十二年四月一日からこれを適用する。

廣島市告示第一一〇四號

廣島市々營假設住宅管理施設規程を次のように定める。

昭和二十二年十一月十八日

廣島市長 濱井信三

廣島市々營假設住宅管理施設規程

第一條 市營假設住宅を管理せしめるため管理人を置き市長がこれを任命又は委嘱する。

第二條 管理人は廣島市々營假設住宅使用條例並びに同施行細則の規定及び主管課長の指示によりその所管住宅の管理をするものとする。

第三條 管理人は常にその所管住宅の維持保存及び使用状況に注意し修繕その他の必要がある場合は主管課長に報告しなければならぬ。

第四條 火災又は非常の場合には臨機の措置を講ずると共に直ちに主管課長に急報しなければならぬ。

第五條 管理人は徴收令書の配布並びに使用料を取りまとめ期限内に納付しなければならぬ。

第六條 管理人には一戸に付月額參圓の手當を支給する。

この規程は昭和二十二年十一月一日からこれを施行する。

廣島市告示第一一〇五號

本日市會の議決を經た昭和二十二年度廣島市歳入出豫算追加の要領は左の通り。但しこの豫算は即日之を施行する。

昭和二十二年十月二十七日

廣島市長 濱井信三

昭和二十二年度廣島市歳入出豫算追加

昭和二十二年度廣島市特別會計 戰災復興費歳入出豫算追加

歳入

- 一、國庫支出金 金四拾七萬貳千五百圓
- 二、補助金 金四拾七萬貳千五百圓
- 三、雜 收 入 金參百貳拾萬五百圓
- 四、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 五、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 六、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 七、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 八、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 九、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 十、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 十一、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 十二、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 十三、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 十四、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 十五、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 十六、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 十七、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 十八、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 十九、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 二十、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 二十一、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 二十二、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 二十三、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 二十四、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 二十五、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 二十六、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 二十七、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 二十八、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 二十九、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 三十、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 三十一、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 三十二、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 三十三、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 三十四、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 三十五、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 三十六、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 三十七、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 三十八、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 三十九、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 四十、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 四十一、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 四十二、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 四十三、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 四十四、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 四十五、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 四十六、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 四十七、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 四十八、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 四十九、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 五十、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 五十一、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 五十二、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 五十三、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 五十四、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 五十五、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 五十六、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 五十七、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 五十八、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 五十九、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 六十、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 六十一、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 六十二、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 六十三、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 六十四、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 六十五、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 六十六、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 六十七、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 六十八、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 六十九、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 七十、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 七十一、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 七十二、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 七十三、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 七十四、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 七十五、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 七十六、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 七十七、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 七十八、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 七十九、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 八十、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 八十一、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 八十二、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 八十三、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 八十四、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 八十五、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 八十六、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 八十七、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 八十八、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 八十九、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 九十、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 九十一、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 九十二、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 九十三、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 九十四、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 九十五、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 九十六、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 九十七、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 九十八、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 九十九、市 債 金參百貳拾萬五百圓
- 一百、市 債 金參百貳拾萬五百圓

歳入合計 金七百拾四萬五千圓

廣島市告示第一〇七號

本日市會の議決を經た昭和二十二年度廣島市特別會計都市計費事業費歳入出豫算追加の要領は左の通り。但しこの豫算は即日之を施行する。

昭和二十二年十月二十七日

廣島市長 濱井信三

昭和二十二年度廣島市特別會計 都市計費事業費歳入出豫算追加

歳入

- 一、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 二、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 三、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 四、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 五、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 六、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 七、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 八、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 九、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 十、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 十一、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 十二、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 十三、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 十四、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 十五、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 十六、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 十七、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 十八、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 十九、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 二十、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 二十一、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 二十二、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 二十三、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 二十四、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 二十五、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 二十六、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 二十七、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 二十八、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 二十九、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 三十、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 三十一、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 三十二、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 三十三、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 三十四、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 三十五、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 三十六、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 三十七、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 三十八、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 三十九、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 四十、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 四十一、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 四十二、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 四十三、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 四十四、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 四十五、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 四十六、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 四十七、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 四十八、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 四十九、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 五十、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 五十一、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 五十二、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 五十三、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 五十四、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 五十五、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 五十六、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 五十七、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 五十八、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 五十九、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 六十、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 六十一、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 六十二、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 六十三、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 六十四、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 六十五、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 六十六、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 六十七、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 六十八、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 六十九、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 七十、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 七十一、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 七十二、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 七十三、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 七十四、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 七十五、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 七十六、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 七十七、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 七十八、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 七十九、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 八十、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 八十一、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 八十二、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 八十三、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 八十四、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 八十五、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 八十六、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 八十七、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 八十八、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 八十九、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 九十、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 九十一、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 九十二、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 九十三、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 九十四、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 九十五、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 九十六、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 九十七、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 九十八、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 九十九、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓
- 一百、都市計費稅 金貳萬參千八百七拾貳圓

歳入合計 金貳萬參千八百七拾貳圓

歳入出差引残金なし

廣島市報

復活
號二十二第
回一月每
行發日十二

發行所兼
廣島市役所
廣島市國泰寺町三九
電話
八八八〇一
八〇〇二番
八〇〇三番
八〇〇四番
八〇〇五番
八〇〇六番
八〇〇七番
八〇〇八番
八〇〇九番
八〇一〇番
八〇一一番
八〇一二番
八〇一三番
八〇一四番
八〇一五番
八〇一六番
八〇一七番
八〇一八番
八〇一九番
八〇二〇番
八〇二一番
八〇二二番
八〇二三番
八〇二四番
八〇二五番
八〇二六番
八〇二七番
八〇二八番
八〇二九番
八〇三〇番
八〇三一番
八〇三二番
八〇三三番
八〇三四番
八〇三五番
八〇三六番
八〇三七番
八〇三八番
八〇三九番
八〇四〇番
八〇四一番
八〇四二番
八〇四三番
八〇四四番
八〇四五番
八〇四六番
八〇四七番
八〇四八番
八〇四九番
八〇五〇番
八〇五一番
八〇五二番
八〇五三番
八〇五四番
八〇五五番
八〇五六番
八〇五七番
八〇五八番
八〇五九番
八〇六〇番
八〇六一番
八〇六二番
八〇六三番
八〇六四番
八〇六五番
八〇六六番
八〇六七番
八〇六八番
八〇六九番
八〇七〇番
八〇七一番
八〇七二番
八〇七三番
八〇七四番
八〇七五番
八〇七六番
八〇七七番
八〇七八番
八〇七九番
八〇八〇番
八〇八一番
八〇八二番
八〇八三番
八〇八四番
八〇八五番
八〇八六番
八〇八七番
八〇八八番
八〇八九番
八〇九〇番
八〇九一番
八〇九二番
八〇九三番
八〇九四番
八〇九五番
八〇九六番
八〇九七番
八〇九八番
八〇九九番
九〇〇〇番
九〇〇一番
九〇〇二番
九〇〇三番
九〇〇四番
九〇〇五番
九〇〇六番
九〇〇七番
九〇〇八番
九〇〇九番
九〇一〇番
九〇一一番
九〇一二番
九〇一三番
九〇一四番
九〇一五番
九〇一六番
九〇一七番
九〇一八番
九〇一九番
九〇二〇番
九〇二一番
九〇二二番
九〇二三番
九〇二四番
九〇二五番
九〇二六番
九〇二七番
九〇二八番
九〇二九番
九〇三〇番
九〇三一番
九〇三二番
九〇三三番
九〇三四番
九〇三五番
九〇三六番
九〇三七番
九〇三八番
九〇三九番
九〇四〇番
九〇四一番
九〇四二番
九〇四三番
九〇四四番
九〇四五番
九〇四六番
九〇四七番
九〇四八番
九〇四九番
九〇五〇番
九〇五一番
九〇五二番
九〇五三番
九〇五四番
九〇五五番
九〇五六番
九〇五七番
九〇五八番
九〇五九番
九〇六〇番
九〇六一番
九〇六二番
九〇六三番
九〇六四番
九〇六五番
九〇六六番
九〇六七番
九〇六八番
九〇六九番
九〇七〇番
九〇七一番
九〇七二番
九〇七三番
九〇七四番
九〇七五番
九〇七六番
九〇七七番
九〇七八番
九〇七九番
九〇八〇番
九〇八一番
九〇八二番
九〇八三番
九〇八四番
九〇八五番
九〇八六番
九〇八七番
九〇八八番
九〇八九番
九〇九〇番
九〇九一番
九〇九二番
九〇九三番
九〇九四番
九〇九五番
九〇九六番
九〇九七番
九〇九八番
九〇九九番
一〇〇〇番

條例

廣島市規則第十九號
廣島市職員退職手当支給規則を次のように定める
昭和二十二年十一月一日

廣島市長 濱井信三

第一條 市吏員、嘱託員、雇員（以下職員という）が退職又は死亡したときはこの規則により退職手当を支給する。但し左に掲げる者にはこれを支給しない

一、毎月一定の給料の支給を受けない者

二、常時勤務に服するを本旨としない者

三、臨時の職員

四、禁錮以上の刑の確定した者

五、懲戒又はこれに準ずべき事由によつて退職を命ぜられた者

六、資格を變更した場合であつても引續き在職する者、又は退職の日若しくはその翌日再就職した者

第二條 退職した職員に對しては次の各號によつて計算した金額の合計額以内を支給する

一、勤続五年以下の期間については、滿一年毎に給料月額額の百分之五十に相當する金額

二、勤続五年を超え十年以下の期間については滿一年毎に給料月額額の百分の五十五に相當する金額

三、勤続十年を超え十五年以下の期間については滿一年毎に給料月額額の百分の六十に相當する金額

五、勤続二十五年を超える期間については滿一年毎に給料月額額の百分の六十に相當する金額

第六條 勤続期間は次の方法によつてこれを計算する

一、勤続期間は月をもつて計算し一年未滿の端数はこれを切り捨てる

二、職員（第一條但書第一號及び第二號の規定に該當する者を除く）の引續いた在職期間はこれを通算する

三、休職その他現実に職務を執ることを要しない在職期間はこれを半減する。但し召集による入營（これに準ずる取扱いによる入營を含む）期間はこの限りでない

四、勤続期間四十年を超えるものは、これを四十年に止める

第七條 退職手当計算の基礎となる給料月額とは退職又は死亡當時の本給、暫定加給及び臨時増給の合計額とし日給者にあつては日給額、暫定加給及び臨時増給の合計額の三十倍とする

第八條 退職手当の回位未滿の端数を生じたときはこれを切り上げる

第九條 本人死亡の場合の退職手當はこれを遺族に支給する。前項において遺族とは、配偶者（届出はしないが事實上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）並びに本人と同一戸籍内にある直系卑屬、直系尊屬及び臨時家族手當支給規程第三條に定める扶養家族たる弟妹をいう退職手當の支給を受ける遺族の順位は民法の定める遺産相続の順位による。第十條 職員死亡の際に別に弔祭料をその遺族に支給することができる。附則 この規則は公布の日からこれを施行する。第六條の規定によつて通算せられた勤続期間中過去において退職、轉職等の事由によつて退職手當に相當する金額の支給を受けた期間がある場合においてはその期間をその者の勤続期間から除外する。

廣島市規則第二一號
廣島市職員服務規則を次のように定める
昭和二十二年十二月五日

廣島市長 濱 井 信 三

第一章 職員心得
第一條 本市職員は別段の規定があるものを除きこの規定による。

第二條 職員が退職又は勤務替えを命ぜられたときは三日以内に後任者又は上司の指名する職員に事務を引継がなければならない。但し二名以上が同じ事務に従事しその一名が在職している場合はこの限りでない。

第三條 市役所の執務時間及び職員の休暇、休日は特に定められたものの外官廳のものに準ずる。

第四條 職員が登壇したときは直ちに出勤簿に押印しなければならない。

第五條 遅参又は早退は遅参早退簿（第一號様式）に記入して所屬課長の承認を受けなければならない。

第六條 疾病その他の事故により缺勤しようとするときは出勤時刻までに理由を附してその旨を届出なければならない。

第七條 休暇を受けようとするときは豫め休暇簿（第二號様式）に記入して課長の承認を受けなければならない。

第八條 病氣缺勤が七日以上にわたるときは醫師の診断書を添付して届出なければならない。

第九條 喪が生じたときは死亡者の氏名その續柄並びに死亡年月日を記載

して忌引届をしなければならない。第十條 課長は事務の都合により執務時間外又は休日課員をして執務させることができる。第十一條 用務のため出張しようとするときは出張命令簿に記入して命令を受けなければならない。出張用務を終り歸郷したときは三日以内に書面により用務の概要を報告しなければならない。但し上司に随行したときはこの限りでない。

第二章 宿直及び當直
第十二條 宿直は退廳時刻から翌日登壇時刻までとし、當直は平日の登壇時刻から午後四時までとする。但し終了時刻後においても次番の者が登壇しないときはこの限りでない。

第十三條 直員は男子の吏員一名雇員一名とする。第十四條 直員の順番は職員課において豫めこれを定めて三日前までに本人に通知しなければならない。

第十五條 宿直及び當直の通知を受けた者でやむを得ない事故により服務することができないときは直ちに職員課長の承認を得て他の者をしてこれに代わらせることができる。

第十六條 直員の處理事項は概ね次の通りとする。
一、廳舎内外の取締
二、文書又は物品收受、保管及び送達
三、來廳者の應接
四、埋火葬認許證の交付
五、傳染病の受付及びこれに對する處置
六、薪及び酒の特配切符の交付
七、その他臨時の事務

第十七條 直員が發送しようとする文書、電報等の郵便料は總務課より豫め交付せられたものを使用するものとする。

第十八條 直員において取扱つた事項はすべて所定の用紙にその概要を記入して翌日職員課長に提出しなければならない。

第十九條 職員は次の事項が發生したときは直ちに登壇し應急の處置をしなければならない。
一、市役所若しくは附近に火災があるとき
二、その他非常事態に際し必要があるとき

第三章 非常心得
第一條 前項の規定は臨時に雇い入れる職員にはこれを適用しない。

第二條 職員が左の各號の一に該當するときは休職を命ずることがある。
一、公務によらない傷病疾病のため引き續き九十日以上執務しないとき
二、定員の改正により過員を生じたとき
三、刑事事件に關し起訴せられたとき
四、その他市長が必要と認めたとき

第三條 前項休職期間は第一號第二號及び第四號の場合は發令の日から第三號の場合は起訴の日から一年とする。

第四條 前條休職者の休職期間が満了したとき又は前條第三號の休職者で有罪の判決が確定したときは當然退職者とする。

第五條 休職期間中他から給料又は報酬を受けるに至つたときは當然退職者とする。

第六條 休職者に對しては事務の都合により復職を命ずることがある。

第七條 休職者は職務を執らない外總て現職者と異なることはない。但し特別の規定があるものはこの限りでない。

附則
第八條 この規則は昭和二十二年十二月十二日からこれを施行する。

第九條 昭和十五年十一月五日達甲第十五號廣島市吏員分限規程はこれを廢止する。

第十條 この規則施行前より引き続き在職する職員は第三條の吏員の年齢については滿五十八歳雇員は滿六十歳とする。

第十一條 この規則施行の際既に前條の年齢に達する者及び施行後一年以内に前條の年齢に達する者についてはこの規則施行の日から一年までこれを延期することができる。

第二十條 降雨等の場合には關係課の職員は常時出水の状況に注意し非常の場合には直ちに現場に出場して應急の處置をしなければならない。

第二十一條 市役所に役所日誌を備へ總務課において當日の重要事項を記入する。

各課の庶務擔任者は前項の日誌に記入すべき事項を翌日午前十時までに總務課に通知しなければならない。

第二十二條 毎日午前十時各課の庶務擔任者は總務課に參集して會報の傳達を受けるものとする。

附則
この規則は公布の日から施行する。

昭和十五年廣島市役所庶務順序第四章以下はこれを廢止する。

第一號様式 遲参早退簿

職員	課長	○	年月日	遲参又は早退時刻	事	山	職	氏	名
課長	課長	○	年月日	遲参又は早退時刻	事	山	職	氏	名

第二號様式 休暇簿

職員	課長	○	年月日	自宅又は旅行地	用	件	職	氏	名
課長	課長	○	年月日	自宅又は旅行地	用	件	職	氏	名

廣島市規則第二二號
廣島市職員分限規則を次のように定める
昭和二十二年十二月十二日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市職員分限規則

第一條 本市職員は別に規定があるものを除きこの規則によらなければならない。

第二條 職員が左の各號の一に該當するときはその職を免ずることがある。

一、退職を願つたとき

規則第二〇號
昭和二十二年六月一日規則第七號廣島市出張所設置規則の一部を次のように改正する
昭和二十二年十二月一日
廣島市長 濱井信三
第一條別表中「曙町一丁目一三七二」を「尾長町六〇六」に改め「新市町三一六の一五元百貨店內」を「小網町五〇」に改める

告示

廣島市告示乙第二九號の一
廣島市吏員考査規程を次のように定める
昭和二十二年十一月一日
廣島市長 濱井信三

廣島市吏員考査規程

第一條 廣島市吏員採用昇格規則(以下規則という)による吏員の採用、昇格の考査は此の規則の定めるところによる
第二條 考査委員會(以下委員會という)は市長の指名する者五名及び本市職員組合代表五名を以て構成し委員長は委員の互選とする
委員の任期は一年とし再任を妨げない
市長が必要と認めた場合は臨時委員を置くことができる
第三條 規則第四條前段及び第七條(イ)の昇格試験の方法は次の通りとする
一、體格検査
二、學力又は技能の考査
三、口頭試問
前項第二號の考査は中學校卒業程度及び高等專門學校以上卒業程度に區分して行うことができる
第四條 市長は必要と認める時期に本市において三年以上その職にあつた者より昇格せしめるため所屬長をして適任者を内申せしめ委員會の選考に附するものとする
第五條 委員會は受験者(本市在職の者を除く)に對し自筆履歴書、學校卒業證明書、身分證明書又は成績表その他必要の書類を提出せしめるものとする
附則
この規定は公布の日からこれを施行する

- 四、財團法人石田學園
- 五、日本發送電株式會社
- 六、幡町 西川秀雄
- 七、袋町小學校
- 八、尾長小學校

- 廣島市寶町舊山陽中學附近
- 廣島市南竹屋町舊通德女學校附近
- 廣島市八丁堀舊食糧營團
- (以上第一回特別換地豫定地)
- 廣島市袋町現在地附近
- 廣島市尾長町舊尾長小學校附近
- (以上第二回特別換地豫定地)

廣島市告示甲第一一七號
昭和二十二年十二月五日

廣島市長 濱井信三

實測地積査定について

廣島市東部復興土地區劃整理地區内に土地を所有して居られる方の換地交付の基準地積は昭和二十年八月十五日現在の土地臺帳地積に依りますが實測地積が土地臺帳地積より著しく大きい土地については施行規程に基き實測の上査定して坪數を増し換地交付の基準地積と致します故左記事項御了知の上申出下さい
尙所有土地届未提出の方は至急届出下さい

一、査定基準

實測地積が臺帳地積より三割以上大きいものに限る
但し隣換地の實測地積が臺帳より不足する場合はこの地積は願出土地の實測地積より控除す尙個々に著しく差異がある時は施行者に於いて適當と認める區域に於いて實測地積と土地臺帳地積を按分する
二、測 量
實測地積査定に際しては當局の係員並に隣接地主の立會を要し又道路、溝渠、堤塘等に接する場合は主管官廳の査定係の立會若しくは官民有地の境界線承認書を要す
昭和二十三年一月末日迄
基町 廣島市東部復興事務所

辭令

一〇、二八 廣島市收入役代理者を命ずる 事務吏員 太田健一
同 廣島市收入役代理者を免ずる 同 徳永健三
一一、三〇 願により本職を免ずる 同 住田平三

廣島市告示甲第一一五號
昭和二十二年十二月五日

廣島市長 濱井信三

第一回換地豫定地借地權指定の發表について
一、廣島特別都市計畫事業復興東部土地區劃整理施行に伴う左記町名の換地豫定地借地權指定は土地區劃整理委員會の諮問を経て決定致しましたから關係者は東部復興事務所にて詳細承知下さい
二、前記換地豫定地借地權使用開始の時期に付ては追而指定致します

區域

西魚屋町の一部・紙屋町の一部・草屋町・研屋町・平田屋町・掃屋町・中町の一部・鐵砲屋町の一部・立町・東魚屋町・堀川町・鐵砲町・藥研堀の一部・胡町・東胡町の一部・下流川町の一部・斜屋町・幡町の一部
關係圖書發覽場所
廣島市基町 廣島市東部復興事務所

廣島市告示甲第一一六號
昭和二十二年十二月五日

廣島市長 濱井信三

第一回並に第二回特別換地豫定地指定の發表について
一、廣島特別都市計畫事業復興東部土地區劃整理施行に伴う左記特別換地豫定地が土地區劃整理委員會の諮問を経て決定致しましたから關係者は東部復興事務所にて詳細御承知下さい
二、今回發表個所の土地を賣買又は讓渡せられる時は事前に必ず當事務所へ協議の上御取運び願います
萬一連絡無き場合は決定した換地を取消すことに立至る事もありすまから是非連絡方實行下さい
三、前記換地豫定地の使用時期については追而指定致します

- 一、日本赤十字社 廣島市千田町一丁目現在地附近
- 二、日本廣島教區天主教宣教師社團(カトリック教會) 廣島市幡町現在地附近
- 三、日本ハブメスト廣島基督教會 廣島市中町舊廣島控訴院附近

廣島市告示甲第一一七號
昭和二十二年十二月五日

廣島市長 濱井信三

傳染病患者發生(死亡)一覽表 二十二年

病名	自一月至十月	十一月分	果計
赤痢	(8)	(2)	(10)
痢疾	(8)	(3)	(11)
傷寒	(9)	(2)	(11)
傷寒熱	(1)	(1)	(2)
傷寒熱	(1)	(1)	(2)
傷寒熱	(7)	(7)	(14)
傷寒熱	(1)	(1)	(2)
傷寒熱	(1)	(1)	(2)
傷寒熱	(5)	(5)	(10)
傷寒熱	(1)	(1)	(2)
傷寒熱	(37)	(4)	(41)
計	二六三	(4)	二七五

事務吏員 坂本健順
技術吏員 丹羽賢三
事務吏員 奥村傳三郎
事務吏員 奥村傳三郎

傳染病患者發生(死亡)一覽表

廣島市東部復興事務所

